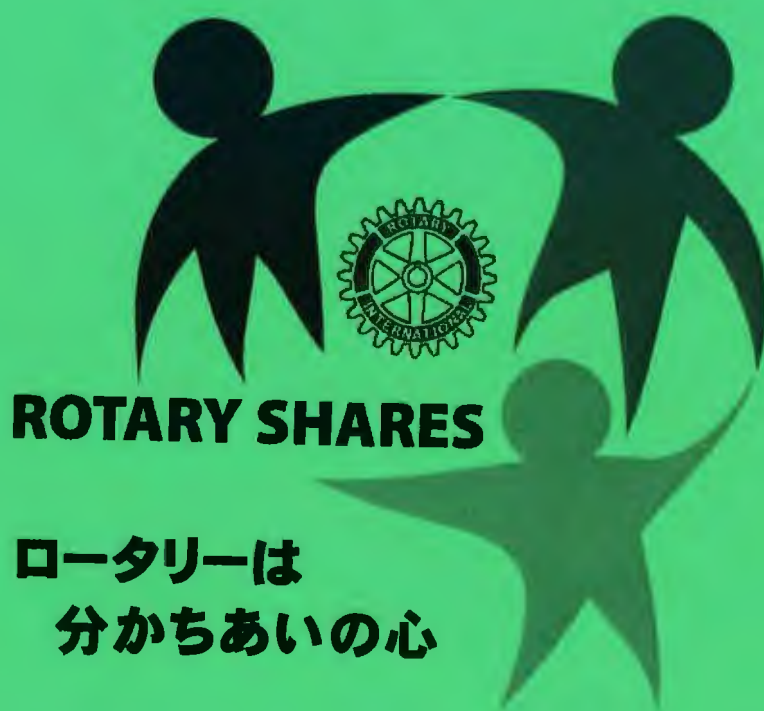


2007～2008年

横浜緑ロータリークラブ 年次報告書

平成19年～平成20年度



ROTARY SHARES

**ロータリーは
分かちあいの心**

2007～2008年度国際ロータリー会長

ウィルフリッド J. ウィルキンソン

第2590地区ガバナー 亀ヶ谷邦博

横浜緑ロータリークラブ 会長 大地 哲郎

2007～2008年

横浜緑ロータリークラブ 年次報告書

平成19年～平成20年度



ROTARY SHARES
ロータリーは分かちあいの心

2007～2008年度国際ロータリー会長

ウィルフリッド J. ウィルキンソン

第2590地区ガバナー 亀ヶ谷邦博

横浜緑ロータリークラブ 会長 大地 哲郎

2007～2008年度 横浜緑ロータリークラブ 年次報告書 目 次

委 員 会 名	Page
横浜緑ロータリークラブ組織表	1
会長	2
幹事	
活動報告書	4
クラブ概況報告	5
理事会報告	10
S.A.A.	27
会計	
2007～2008年度決算表	28
2007～2008年度決算集計表	30
クラブ管理・運営委員会	
クラブ管理・運営委員会	34
出席委員会	34
職業分類委員会	35
充填・未充填職業分類表	36
職業分類RI登録状況表	43
親睦活動委員会	50
雑誌委員会	51
クラブ会報委員会	51
会員選考委員会	52
会員増強委員会	52
プログラム委員会	52
年間プログラム表	53
ロータリー情報委員会	55
広報委員会	55
クラブIT推進委員会	55
職業奉仕委員会	
職業奉仕委員会	56
社会奉仕委員会	
社会奉仕委員会	57
環境保全委員会	57
新世代育成委員会	57
インターアクト委員会	58
国際奉仕委員会	
国際奉仕委員会	59
ロータリー財団委員会	59
米山奨学委員会	60
標準ロータリークラブ定款	61
横浜緑ロータリークラブ・クラブ細則	72
横浜緑ロータリークラブ・クラブ細則内規	81



横浜緑ロータリークラブ組織表

2008 (H20) 年6月30日 現在

2007～2008年度(平成19～20年度)

1. 理 事 * 北原 弘文 * 天野 正昭 * 河原 裕典 * 武藤 泰典

2. 役 員 (*印：理事会)

会 長	* 大地 哲郎	副 会 長	* 河淵 雄(会長エレクト・会計監査)
		副 会 長	* 齊藤 清紀(会計監査)
幹 事	* 長根 信康	副 幹 事	天野 正昭
S.A.A	* 若山 誉	副 S.A.A	餅田 実 高嶋 淳二 小泉 豊
会 計	* 濱田 茂	副 会 計	武藤 泰典

3. 委 員 会 (◎印：委員長 ○印：副委員長 ・印：委員)

(A) クラブ管理・運営委員会 ◎ 北原 弘文(担当理事)

○ 露木 健造	・ 森 宏	・ 加藤 喜夫	・ 下中 英輝
・ 加藤 海士郎	・ 藤津 均	・ 村松 勇治	・ 高嶋 淳二
・ 脇田 幸一	・ 餅田 実	・ 濱田 茂	

1. 出 席 委 員 会 ◎ 森 宏 ○ 田中 孝 ・ 土志田 猛

2. 職 業 分 類 委 員 会 ◎ 加藤 喜夫 ○ 遠藤 一典

3. 親 睦 活 動 委 員 会 ◎ 露木 健造	○ 加藤 海士郎	・ 江田 憲司	・ 田中 孝
・ 石山 一	・ 材本 好史	・ 田畑 勲	・ 小泉 豊
・ 岡部 忠仁	・ 清水 裕之	・ 大野 富生	・ 溝口 貴之
・ 高橋 正治	・ 齋藤 好貴		

4. 雑 誌 委 員 会 ◎ 下中 英輝 ○ 代々木 和男 ・ 加藤 喜夫

5. クラブ会報委員会 ◎ 加藤 海士郎 ○ 材本 好史 ・ 脇田 幸一

6. 会 員 選 考 委 員 会 ◎ 藤津 均 ○ 村松 勇治 ・ 山下 栄蔵

7. 会 員 増 強 委 員 会 ◎ 村松 勇治 ○ 鶴岡 武 ・ 森 一誠 ・ 河淵 雄

8. プログラム委員会 ◎ 高嶋 淳二 ○ 露木 健造 ・ 石山 一

9. ロータリー情報委員会 ◎ 脇田 幸一 ○ 河淵 雄 ・ 岡本 健

10. 広 報 委 員 会 ◎ 餅田 実 ○ 齊藤 清紀 ・ 田畑 勲

11. クラブIT推進委員会 ◎ 濱田 茂 ○ 下中 英輝 ・ 材本 好史

(B) 職 業 奉 仕 委 員 会 ◎ 天野 正昭(担当理事)

○ 石川 輝久	・ 北原 弘文	・ 河原 裕典	・ 代々木 和男
---------	---------	---------	----------

(C) 社 会 奉 仕 委 員 会 ◎ 河原 裕典(担当理事)

○ 田中 孝	・ 江田 憲司	・ 石川 輝久
--------	---------	---------

1. 環 境 保 全 委 員 会 ◎ 江田 憲司 ○ 石山 一 ・ 森 宏

2. 新世代育成委員会 ◎ 石川 輝久 ○ 藤津 均 ・ 岡部 忠仁

3. インターアクト委員会 ◎ 田中 孝 ○ 遠藤 一典 ・ 齊藤 清紀

(D) 国 際 奉 仕 委 員 会 ◎ 武藤 泰典(担当理事)

○ 森 一誠	・ 鶴岡 武
--------	--------

1. ロータリー財団委員会 ◎ 森 一誠 ○ 山下 栄蔵 ・ 若山 誉

2. 米 山 奨 学 委 員 会 ◎ 鶴岡 武 ○ 岡本 健 ・ 土志田 猛

4. 第2590地区 役員・委員

地区国際親善奨学生・学友小委員会	鶴岡 武
地区クラブ管理・運営委員会	齊藤 清紀

5. 事 務 局 谷口 和加子

活動報告書

会 長：大 地 哲 郎

RI 会長のウィルフリッド・ウィルキンソンさんの本年度のテーマ「Rotary Shares, ロータリーは分かちあいの心」で本年度は始まりました。世界120万人のロータリアンの奉仕のパワーについて、個人・個人が参加することによる、個人の選択で奉仕が始まるというっていました。個人・個人がどれだけのエネルギーと時間をロータリーに捧げる事が出来るか、それがやがては各クラブが地元や海外の地域へ奉仕できるかに発展してきますと云っておりました。

会長となり本当に不安一杯での出発でしたが、大過なく1年間をやってこれたのもひとえに会員皆様の暖かいご援助とご指導、そして全てをカバーしていただいた長根幹事と各委員会委員会委員長に厚くお礼を申し上げます。

2590地区ガバナーの亀ヶ谷さんから9つの地区目標が掲げられ、我々も会員の皆様のご協力でロータリー財団、米山奨学会への寄付の達成、会員純増1名以上を達成しました。又、積極的に地区会長賞を目指して欲しいとの要望もあり理事会で賛同を得て、何とか達成でき本当に有難うございました。秋の地区大会で表彰されます。

そして、横浜緑ロータリークラブでの目標ですが

1) 会員増強と退会防止

目標は純増3名と計画しました。その結果は、新入会員9名、退会3名、純増6名となりました。本当に有難うございました。村松会員増強委員長の今期は10名の増強を図るぞとの方針の下、会員を入会経験年数で3グループに分けコンペ形式で会員増を図ろうと1年間頑張ってきました。その結果、石山さん、田端さん、小泉さん、岡部さん、清水さん、大野さん、溝口さん、斉藤さん、高橋さんと9名の方に入会していただきました。入会にご苦勞のあった皆様有難うございました。まだ何人かに呼びかけをさせていただいていると思います。今後も、この努力を継続し来年度も増員を図っていけたらと思っております。ぜひご協力をお願いいたします。又、新しく入会された皆様、大変お忙しくされているとは思いますが、少し空いた時間をロータリークラブに割いていただき一緒に奉仕活動をしようではありませんか。入会当初は、いろいろと戸惑いもあると思います。1日も早く慣れていただき、分からないこと、疑問等あれば皆様の周りに居る先輩に遠慮なく聞いて下さい。そんなことも知らないの等と冷たいことを言う会員は一人も緑ロータリークラブには居りません。宜しくお願い致します。

2) CLP について

今期は勉強をしながら来期の河渕年度へ引継ぐと聞いていましたが、年度途中から次期ガバナーが横浜ロータリー出身で余りCLPとは関係ないクラブとの事で、我々も力が入らず、ずるずると来てしまったのが現実です。いつの間にかクラブ奉仕委員会がクラブ管理・運営委員会へ、又元に戻りクラブ奉仕委員会へ変更になっていますが、DLP(地区の方針)自身がはつきりせず、我々も是々非々で望みたいと思っております。

3) 創立40周年記念事業について

クラブフォーラムを2回行い過去の記念事業の経験者に事業の意義、実施内容等につき説明していただき今後の準備活動への備えを行いました。河渕年度はいよいよ実行ですので宜しくお願いします。

4) 姉妹クラブ、友好クラブについて

香港南ロータリークラブとは残念ながら交流の実績が希薄となり、交流の継続は今後の検討を待つこととなりました。又友好クラブの千葉緑ロータリークラブとは本年千葉緑 RC 創立10周年という節目に、記念時計塔への寄付をし、野球やゴルフ等を通じ親睦活動は深まり、更に千葉緑 RC の姉妹クラブである済州島ロータリークラブへの訪問も継続しております。

5) 禁煙運動について

節目節目に発言し喫煙者の自覚を待ちましたが結果は禁煙の実行が1名、タスポカード導入時には禁煙するといった方が1名、内服薬で禁煙活動中が1名でした。結果はどうであったかは皆様にお任せしますが、神奈川県でも全面禁煙の条例を検討している現状です。ぜひ喫煙者の皆様1日も早い禁煙実行をお祈りしております。

以上簡単に今年度を振りかえってみました。今期は、ロータリー会長賞が取れたこと、本当に皆様のご協力有難うございました。また、9名の会員増強が出来たこと、34名でスタートしましたが退会者を差し引いても実質6名増加で、何とか40名となりました。ほぼ4人に一人が新入会員です。ぜひ皆様にお願ひがありますがせっかく入会していただいた会員に、末永く横浜緑ロータリークラブの一員として頑張ってもらえるよう、ご協力をお願いいたします。当然私も頑張りますが、来期のクラブ管理運営委員長の長根さんにもまた、河渕会長、浜田幹事にも是非いろいろ工夫して積極的に新入会員が参加で来るプロジェクトを考えていただけたらと思っております。どうも1年間ご協力有難うございました。

活動報告書

幹 事：長 根 信 康

副 幹 事：天 野 正 昭

今年度の目標として、下記項目を挙げました。

- ・ 当クラブ内の書式やデータ等をRI標準に準拠したものに移行する。
- ・ 「会員アクセスページ」を有効に活用する。
- ・ 会員に対して、「会員アクセスページ」及びRIホームページ等の利用を推進し、スピーディーな情報伝達及び情報開示により、情報の一元化を図る。

個人的には、ほぼ達成できたのではないかと考えています。

今年度は、「ロータリークラブ定款」の改正があり、それに伴い、「クラブ細則」の改正も行いました。「ロータリークラブ定款」改正については、例会でも詳細に説明したつもりです。

また、大地会長との協力のもと、目標としていた「RI会長賞」も受賞が決まり、会員の皆様のご協力に感謝いたします。

ク ラ ブ 概 況 報 告

幹 事： 長 根 信 康
副幹事： 天 野 正 昭

クラブの概況

1. 名称区域及び所在地

(1) 名 称 横浜緑ロータリークラブ

(2) 地 域 横浜市 緑区・青葉区・都筑区

		総人口	世帯数	横浜市：「横浜人口ニュース(推計)」より
年度開始時	緑 区	173,339	68,482	[2007(平成19)年6月1日 現在]
	青 葉 区	300,120	117,072	[2007(平成19)年6月1日 現在]
	都 筑 区	185,199	68,860	[2007(平成19)年6月1日 現在]
	地 域 合 計	658,658	254,414	
年度終了時	緑 区	175,606	74,418	[2008(平成20)年6月30日 現在]
	青 葉 区	299,169	123,849	[2008(平成20)年6月30日 現在]
	都 筑 区	191,418	74,061	[2008(平成20)年6月30日 現在]
	地 域 合 計	666,193	272,328	

(3) 事 務 局 〒226-0013 横浜市緑区寺山町89 スクエア21
TEL : 045-933-1651 FAX : 045-933-2027
Email : rcmidori@j00.itscom.net
URL(Web) : <http://home.p01.itscom.net/rcmidori>

(4) 例 会 場 〒227-0062 横浜市青葉区青葉台1-5-8
TEL : 045-985-2109 FAX : 985-2108
URL(Web) : <http://www.tokyu-com.co.jp/aobadai/index.html>

(5) 例 会 日 時 毎週水曜日 12時30分～13時30分

2. 創立

1970(昭和45)年 2月28日 創立総会(スポンサー・クラブ 横浜港北RC)
1970(昭和45)年 3月11日 RI正式加盟承認 特別代表 山崎 卯一
1970(昭和45)年12月13日 RI加盟 認証状伝達式
4クラブ合同(横浜港南・横浜瀬谷・横浜緑・横浜旭) 於:横浜文化体育館

付 記

所属地区は、当初第359地区。1974(昭和49)年7月、第359地区より山梨県・静岡県を区域とする第362地区が分割され、当地区は神奈川1県となりました。
1977(昭和52)年7月よりRIの地区変更により、第259地区となりました。
1991(平成3)年7月よりRIの地区変更により、第2590地区となりました。

☆ チャーターメンバー(24名)

秋 田 茂	1980(昭55).02.20	退会	浜 田 淳 太 郎	1973(昭48).01.31	退会
石 川 治 道	1977(昭52).06.30	退会	細 辻 文 次	1972(昭47).06.28	退会
岩 崎 薫 正	1982(昭57).06.30	退会	岩 本 正 三	1988(昭63).07.08	退会
小 林 安 雄	1995(平07).06.30	退会	松 田 三 郎	1972(昭47).06.07	退会
小 峰 政 博	1973(昭48).10.20	退会	三 橋 英 一	1992(平04).03.21	死去
	相模原南RCへ				
中 山 恒 三 郎	1985(昭60).04.24	退会	名 倉 健 二	1998(平10).12.30	名誉会員死去
柴 田 清	1973(昭48).04.04	退会	岡 本 健		
鈴 木 憲 一	1979(昭54).09.01	死去	志 田 宝	1972(昭47).01.29	退会
土 志 田 昭 吉	1979(昭54).08.29	退会	高 橋 正 文	1975(昭50).06.26	退会
足 立 英 一	1971(昭46).09.01	退会	富 永 力	1989(平01).12.30	退会
麻 生 和 衛	1979(昭54).12.26	退会	鵜 川 昇	2007(平19).11.27	死去
藤 森 茂	1972(昭47).04.05	退会	吉 田 晴 太 郎	1973(昭48).05.02	退会

3. 歴代会長・幹事 及び 会員数、出席率

年 度	会 長	幹 事	会員数 開始 終了	年 間 平 均 出 席 率	備 考
創立時 ～1970(昭和45)	石 川 治 道	柴 田 清	24名 24名	92.86%	設立から6月迄
1970(昭和45) ～1971(昭和46)	石 川 治 道	柴 田 清	24名 41名	98.58%	
1971(昭和46) ～1972(昭和47)	秋 田 茂	三 澤 君 夫	41名 40名	98.09%	
1972(昭和47) ～1973(昭和48)	小 林 安 雄	高 橋 正 文	40名 37名	94.09%	
1973(昭和48) ～1974(昭和49)	加 藤 雅 光	名 倉 健 二	37名 39名	98.40%	
1974(昭和49) ～1975(昭和50)	名 倉 健 二	武 藤 松 一	39名 42名	97.67%	
1975(昭和50) ～1976(昭和51)	鷗 川 昇	山 下 栄 蔵	42名 47名	97.38%	
1976(昭和51) ～1977(昭和52)	中 山 恒 三 郎	岩 沢 幸 男	47名 48名	98.60%	
1977(昭和52) ～1978(昭和53)	三 澤 君 夫	岡 本 健	48名 47名	98.82%	
1978(昭和53) ～1979(昭和54)	森 善 助	浜 田 勝 弥	47名 50名	98.67%	
1979(昭和54) ～1980(昭和55)	山 下 栄 蔵	戸 田 裕 也	50名 45名	98.74%	
1980(昭和55) ～1981(昭和56)	岡 本 健	代々木 和男	45名 50名	99.33%	
1981(昭和56) ～1982(昭和57)	岩 沢 幸 男	中 林 靖	50名 48名	99.18%	
1982(昭和57) ～1983(昭和58)	田 辺 政 雄	内 野 晃	48名 50名	99.11%	
1983(昭和58) ～1984(昭和59)	武 藤 松 一	渡 辺 武	50名 45名	97.86%	
1984(昭和59) ～1985(昭和60)	戸 田 裕 也	寺 崎 誠 三	45名 45名	96.31%	
1985(昭和60) ～1986(昭和61)	田 沼 文 衛	岩 岡 正	45名 50名	96.27%	
1986(昭和61) ～1987(昭和62)	中 林 靖	赤 柄 忠 昭	50名 51名	97.83%	
1987(昭和62) ～1988(昭和63)	内 野 晃	薮 島 五 郎	51名 53名	96.96%	
1988(昭和63) ～1989(平成1)	代々木 和男	遠 藤 真 作	53名 47名	95.65%	
1989(平成1) ～1990(平成2)	薮 島 五 郎	幸 内 伸 雄	47名 50名	94.68%	
1990(平成2) ～1991(平成3)	近 藤 襄	渡 辺 宏 未	50名 51名	94.50%	
1991(平成3) ～1992(平成4)	幸 内 伸 雄	横 井 好 明	51名 46名	91.92%	
1992(平成4) ～1993(平成5)	遠 藤 真 作	日 高 信 良	46名 45名	91.91%	
1993(平成5) ～1994(平成6)	横 井 好 明	遠 藤 一 典	45名 47名	92.46%	
1994(平成6) ～1995(平成7)	渡 辺 宏 未 (横井 好明)	井 上 周 輔	47名 43名	93.81%	
1995(平成7) ～1996(平成8)	中 林 靖	脇 田 幸 一	43名 43名	92.70%	
1996(平成8) ～1997(平成9)	小 林 新 一	金 子 朝 夫	43名 43名	95.30%	
1997(平成9) ～1998(平成10)	遠 藤 一 典	森 宏	43名 43名	95.40%	

1998(平成10) ～1999(平成11)	脇田 幸一	市瀬 栄一	48名 39名	93.00%	
1999(平成11) ～2000(平成12)	森 宏	須藤 保夫	39名 38名	92.60%	
2000(平成12) ～2001(平成13)	藤津 均	村松 勇治	38名 38名	92.60%	
2001(平成13) ～2002(平成14)	加藤 喜夫	森 一誠	38名 36名	86.70%	
2002(平成14) ～2003(平成15)	市瀬 栄一	鶴岡 武	36名 36名	95.00%	
2003(平成15) ～2004(平成16)	森 一誠	齊藤 清紀	36名 36名	88.80%	
2004(平成16) ～2005(平成17)	村松 勇治	武藤 泰典	38名 38名	87.40%	
2005(平成17) ～2006(平成18)	鶴岡 武	河 洸 雄	35名 34名	90.40%	
2006(平成18) ～2007(平成19)	齊藤 清紀	北原 弘文	34名 34名	85.86%	
2007(平成19) ～2008(平成20)	大地 哲郎	長根 信康	34名 40名	85.27%	

4. 今期までの主なる歩み

	内 容	年 月 日	会 長	幹 事	実行委員長等
1	チャーターナイト	1970(昭45).12.13	石川 治道	柴 田 清	(特別代表) 山崎 卯一
2	インターアクトクラブ設立	1977(昭52).11.23 桐蔭学園	三澤 君夫	岡 本 健	桐蔭学園高校 インターアクトクラブ'
3	10 周 年 記 念	1980(昭55).03.22	山下 栄蔵	戸田 裕也	三澤 君夫
4	ローターアクトクラブ設立	1980(昭55).11.23 桐蔭学園	岡 本 健	代々木 和男	桐蔭学園高専 ローターアクトクラブ'
5	20 周 年 記 念	1989(平01).04.01	代々木 和男	遠藤 真作	鶴 川 昇
6	ガバナー出身	1990(平02).07.01 1991(平03).06.30	鶴川 昇 会員		
7	拡大実験(創立総会)	1978(昭53).05.25 三井銀行青葉台支店	三澤 君夫	岡 本 健	横浜田園 RC 加藤 雅光
8	拡大実験(創立総会)	1984(昭59).03.27 和光証券	武藤 松一	渡 辺 武	横浜たま RC 中山 恒三郎
9	拡大実験(創立総会)	1991(平03).05.28 新横浜国際ホテル	近 藤 襄	渡 辺 宏未	新横浜 RC 近 藤 襄
10	30 周 年 記 念	2000(平12).04.01 新横浜国際ホテル	森 宏	須藤 保夫	山下 栄蔵
11	第4・5グループ I.M	2006(平18).01.29 桐蔭学園	鶴岡 武	河 洸 雄	遠藤 一典

5. 会員 [2008(平成20)年6月30日 現在]

(1) 会員の種類

正 会 員 40名
内チャーターメンバー 1名

(2) 年齢構成

30才 ～ 39才 2名 40才 ～ 49才 11名 50才 ～ 59才 10名
60才 ～ 69才 6名 70才 ～ 79才 9名 80才以上 2名
最高齢 84才 最年少 33才 平均年齢 58才

(3) 当クラブ会員としての在籍期間

1年未満 9名 1年 ～ 3年 4名 4年 ～ 6年 4名
7年 ～ 9年 3名 10年以上 20名
最長 38.4年 最短 0.1年 平均在籍年 10.3年

(4) 本年度入退会者

入会者 9名			退会者 3名		
氏 名	入会日	備 考	氏 名	退会日	備 考
石 山 一	07月04日		鵜 川 昇	11月27日	死亡による
田 畑 勲	08月08日		三 浦 保	02月12日	職務多忙
小 泉 豊	11月07日		齋 藤 晃	06月18日	健康上
岡 部 忠 仁	12月05日				
清 水 裕 之	02月06日				
大 野 富 生	03月27日				
溝 口 貴 之	05月07日				
高 橋 正 治	06月18日				
齋 藤 好 貴	06月18日				

(5) 例会来客者数

例回数 48回 ビジター 23名 ゲスト 42名				来客合計 65名 来客累計			
月	例回数	ビジター	ゲスト	月	例回数	ビジター	ゲスト
7 月	4 回	5 名	1 名	1 月	4 回	0 名	2 名
8 月	4 回	2 名	3 名	2 月	4 回	0 名	5 名
9 月	4 回	2 名	5 名	3 月	4 回	0 名	6 名
10 月	5 回	11 名	3 名	4 月	4 回	1 名	6 名
11 月	4 回	0 名	3 名	5 月	4 回	0 名	1 名
12 月	3 回	0 名	2 名	6 月	4 回	2 名	5 名

(6) 本年度地区役員

鶴岡武	地区国際親善奨学生・学友小委員会
齊藤清紀	地区クラブ管理・運営委員会

(7) 本年度地区大会表彰

● 長寿会員

鵜川昇	1920(大09).08.10	生
岡本健	1924(大13).03.04	生
齋藤晃	1926(大15).10.11	生
山下栄蔵	1926(大15).10.30	生

(8) 本年度米山奨学生

ファンカムセン・チャンタラン 君 [ラオス人民民主共和国]

横浜緑ロータリークラブ 2007～2008 年度 理事会報告

出席対象者(10 名)

理事：北原 弘文・天野 正昭・河原 裕典・武藤 泰典

役員：大地 哲郎・河渕 雄・齊藤 清紀・若山 誉・濱田 茂・長根 信康

臨時理事会(新旧合同)

日時：2007[平成 19]年 6 月 27 日(水) 例会開始前 11:30 より

場所：青葉台フォーラム(2F 例会場)

出席(12 名)・欠席(1 名)

2006-07 年度理事：武藤 泰典・下中 英輝・露木 健造

2006-07 年度役員：齊藤 清紀・北原 弘文・大地 哲郎・鶴岡 武・天野 正昭・濱田 茂

2007-08 年度理事：(北原 弘文)・(天野 正昭)・河原 裕典・(武藤 泰典)

2007-08 年度役員：(大地 哲郎)・河渕 雄・(齊藤 清紀)・(濱田 茂)・長根 信康

欠席：若山 誉

議題

1. クラブ全体

① 新年度親睦活動委員会専用銀行口座開設について

承認。後日、濱田会計が口座開設しキャッシュカードと通帳を露木委員長に渡す。

② 事務局電話契約内容変更について

承認。現行の I S D N から「ひかり電話」に変更。詳細は長根幹事が担当。

③ 7/25 例会のクラブ協議会開始時間について

13:00 より開始、卓話は無し。名取ガバナー補佐に長根幹事が連絡。

④ 8/1 例会(花火大会)会場及び会費の変更について

下中会員より状況説明。会場：ヨコハマグランドインターコンチネンタルホテル、会費：2 万円で再度参加者募集を行う。

⑤ 齊藤 06-07 年度会長より

新年度予算承認を第 1 回理事会にて検討し承認が必要。全員了承。

⑥ 濱田 06-07 年度会計より報告

スマイルが前回例会時点で目標金額の 90 万円到達。本日の例会で更なる増額が有り得る。

第 1 回定例理事会

日時：2007[平成 19]年 7 月 4 日(水) 例会終了後 13:35～14:05

場所：青葉台フォーラム(2F シャンテ)

出席(10 名)

理事：北原 弘文・天野 正昭・河原 裕典・武藤 泰典

役員：大地 哲郎・河渕 雄・齊藤 清紀・若山 誉・濱田 茂・長根 信康
欠席(0名)

議題

1. クラブ全体

① 年度予算承認の件

承認。前年度同様、年会費 30 万円・預り金 6 万円。次週より案内開始。

濱田会計より：会報作成を外部委託するので会報委員会は年度予算を超過する可能性有り⇒承認

② 40 周年記念行事実行委員会設立の件

40 周年記念準備委員会(仮称)を 8/1 のクラブフォーラムにて検討する。併せて“CLP”導入についても 8/1 のフォーラムで検討し、以降複数回フォーラムを開催する。

③ 四大奉仕委員会炉辺会合開催依頼

会員増強の目的も含めて炉辺会合をクラブ管理運営委員会から順次開催。

④ IM 実行委員(ホスト：新横浜 RC)選出の件

河渕会長エレクトを選出。新横浜 RC より正式に依頼が来た際に回答。

⑤ 年間プログラムについて

4 月 30 日(第 5 週)を定款第 5 条第 1 節(c)項に基づき休会とする。

2. 常任委員会

① クラブ管理運営委員会(担当：北原理事)

◆ 出席率について

参加費を徴収する移動例会等の場合、参加費を支払済みの会員については当日不参加であっても出席扱いとする。

参加費を徴収しない例会(通常例会・スピーチ大会)に不参加の場合は欠席。

休会する場合は期間を明記した休会届の提出が必要。

休会者の年会費は 1 年間休会する場合は、食事部分を除いた 20 万円(半期 10 万円)とし、預り金は徴収する。休会を途中でとりやめた場合は、食事代として月額 1 万円を徴収。

② 職業奉仕委員会(担当：天野理事)

◆ 職場見学会について

年間プログラムでは 10/24 に開催予定となっているが、10/31 に夜間移動例会と併せて開催を希望。

内容は、「生麦事件」の関係場所を見学後、懇親会を開催とする。懇親会場は親睦活動委員会と協議して決定。⇒承認

③ 社国際奉仕委員会(担当：武藤理事)

◆ 香港南 RC、済州 RC 訪問について

今年度は香港南 RC を訪問予定。

済州 RC45 周年例会参加については、千葉緑 RC から案内あった場合に検討する。但し、I.M が 2 月 16 日開催予定のため、日程が重なった場合は訪問しない。

3. 会計報告及び承認(担当：濱田会計)

① 香港南 RC 送金について

前年度分の寄付金を 7/5 に送金予定。⇒承認

4. その他

① 濱田 IT 推進委員長より：クラブホームページの会長ページ更新について

大地会長が写真と文章を用意する。

臨時理事会

日時：2007[平成 19]年 7 月 25 日(水) 12:00～12:15

場所：青葉台フォーラム(2F シャンテ)

出席(9 名)

理事：北原 弘文・天野 正昭・武藤 泰典

役員：大地 哲郎・河渕 雄・齊藤 清紀・若山 誉・濱田 茂・長根 信康

欠席(1 名)

河原 裕典

議題

1. 入会候補者承認の件

入会候補者氏名：田畑 勲(日興コーディアル証券㈱ 青葉台支店長)

本日、入会申し込み資料と写真を受理。候補者として承認。8/8 ガバナー公式訪問に入会式が出来るように迅速に対応。

2. 「中越沖地震災害義捐金」について

地区より、ガバナー・地区社会奉仕委員長連名で、「中越沖地震災害義捐金」の協力要請有。

当クラブでは地区に会員一人当たり 1,000 円で協力。寄付金は預り金より拠出。

当クラブの独自活動については、河原社会奉仕委員長に検討を依頼。

第 2 回定例理事会

日時：2007[平成 19]年 8 月 1 日(水) 例会終了後 13:35～13:50

場所：青葉台フォーラム(2F シャンテ)

出席(9 名)

理事：北原 弘文・天野 正昭・武藤 泰典

役員：大地 哲郎・河渕 雄・齊藤 清紀・若山 誉・濱田 茂・長根 信康

欠席(1 名)

河原 裕典

議題

1. クラブ全体

① 田畑勲氏入会手続き経過報告

現時点での異議申立は無し。今週末までに異議申立が無き場合は、予定通り 8/8 入会式。⇒承認

② 8/8 ガバナー公式訪問時のスマイルレポート取扱について

決定事項：預り金は使用せず、現金にて徴収。多数の場合は例会進行時間を考慮し、文面は会長・幹事のみ報告、一般会員分は「歓迎の意で重複」の主旨を説明し、会員名のみを報告。

③ 新横浜 RC 主催 IM 実行委員会の参加費について

IM 実行委員会開催に当り参加費が必要。今回は5,000 円。今後の開催も含めて参加費はクラブ負担とする。=>承認

2. 常任委員会

① クラブ管理運営委員会(担当：北原理事)

◆ 委員会について

9月以降、CLPの勉強を兼ねてクラブ管理運営委員会で第 2 週の例会終了後に「クラブ管理運営委員会会議」を 15 分程度開催。参加対象者は、クラブ管理運営委員会の各委員長と会長・幹事・会計とする。=>承認

② 社会奉仕委員会(担当：河原理事・欠席)

◆ 齊藤副会長より：桐蔭学園バザー協力について

河原社会奉仕委員長と田中IA委員長で打合せの上、河原委員長より理事会にて報告を受けた後、どのような協力を行うか決定してはどうか。=>承認

3. 会計報告及び承認(担当：濱田会計)

① 7 月分会計報告=>承認

4. その他

① 長根幹事より：三浦会員の連続欠席について

幹事より本人に連絡確認をする。=>承認

② 大地会長より：40 周年記念準備委員会(仮称)設立について

今年度中に 40 周年記念準備委員会(仮称)設立を行う。また、40 周年記念用積立金は別口座にて管理する。=>承認

第 3 回定例理事会

日時：2007[平成 19]年 9 月 5 日(水) 例会終了後 13:35～14:10

場所：青葉台フォーラム(2F シャンテ)

出席(9 名)

理事：天野 正昭・河原 裕典・武藤 泰典

役員：大地 哲郎・河渕 雄・齊藤 清紀・若山 誉・濱田 茂・長根 信康

欠席(1 名)

北原 弘文

議題

1. クラブ全体

① RI 会長賞について

亀ヶ谷ガバナー訪問時に、当クラブに対しRI会長賞に応募することを提案された。当クラブとしての対応を検討。=>RI 会長賞に応募する。必要条件を期日(3/31)までに完遂する。

② 谷口事務局員夏季賞与について

前年度冬季は 5 万円支給。今回支給について検討。=>採用時の報酬条件(内容)を確認後支給する。

③ 「みどりライオンズクラブ」交流について

「みどりライオンズクラブ」が当クラブとの交流会開催を希望。開催の可否及び連絡窓口担当者の決定。=>対応は幹事一任

④ 「緑区社会福祉協議会」入会依頼について

「緑区社会福祉協議会」より入会依頼有り。可否を検討。⇒今年度は入会しない。当クラブの地域が3区にまたがる為、緑区のみに入会するわけには行かない。個別の寄付等には対応する。

2. 常任委員会

① クラブ管理運営委員会(担当：北原理事・欠席)

◆ 委員会会議開催

次回例会終了後、会長・幹事を含めた各小委員会の委員長で「クラブ管理運営委員会会議」を開催する。⇒承認

② 職業奉仕委員会(担当：天野理事)

◆ 「職場見学」日程変更について

10/24 予定の「職場見学」を 10/31 に変更。「職場見学」後、夜間移動例会として懇親会を開催。⇒承認

③ 社会奉仕委員会(担当：河原理事)

◆ NPO 法人「Re ライフスタイル」参加について

ペットボトルキャップを回収・収集することにより、ポリオワクチン等の購入資金にする活動への参加を希望。⇒承認

④ 国際奉仕委員会(担当：武藤理事)

◆ 香港南 RC 訪問について

香港南 RC 訪問日をアンケートをとった上で決定したい。⇒承認

3. 会計報告及び承認(担当：濱田会計)

① 40 周年記念積立口座について

新規口座開設は手続き上不便なため、米山奨学用口座を代用使用希望。⇒承認

② 8 月分会計報告⇒承認

4. その他

① 齊藤副会長より：地区クラブ管理運営委員長会議について

9/4 の地区会議において、10/25 15:00 より「ソシア 21」で「地区クラブ管理運営委員長会議」開催にあたり、出席対象者をクラブ管理運営委員長と会長の 2 名に決定。当クラブでは大地会長・北原委員長が対象となる。⇒承認

臨時理事会

日時：2007[平成 19]年 9 月 12 日(水) 例会終了後 13:35～13:40

場所：青葉台フォーラム(2F 例会場)

出席(10 名)

理事：北原 弘文・天野 正昭・河原 裕典・武藤 泰典

役員：大地 哲郎・河淵 雄・齊藤 清紀・若山 誉・濱田 茂・長根 信康

欠席(0 名)

議題

1. スピーチ大会取り扱いについて

天野理事より

恒例のスピーチ大会の開催日が学校より 11 月 2 日(金)に決定と連絡有り。例会とするかどうか検

討。

=>10月31日(水)が職場見学会・家族会の夜間移動例会で変更不可であり同週内の活動のため、移動例会とはせず、「こども動物園」と同様に奉仕活動として扱い、参加者についてはメイクアップとする。

第4回定例理事会

日時：2007[平成19]年10月3日(水) 例会終了後 13:35～13:50

場所：青葉台フォーラム(2F シャンテ)

出席(8名)

理事：河原 裕典・武藤 泰典

役員：大地 哲郎・河渕 雄・齊藤 清紀・若山 誉・濱田 茂・長根 信康

欠席(2名)

北原 弘文・天野 正昭

議題

1. クラブ全体

① 地区大会について

登録料等費用合計 420,000 円を支払う。内訳は下記の通り。=>承認

- ◆ 登録料 全員登録(鶴川除く) 10,000 円/人×35 名=350,000 円
- ◆ 「ロータリー広報のための協賛金」 1,000 円/人×36 名+端数=40,000 円
- ◆ 「RI 会長代理ご夫妻歓迎晩餐会」 10,000 円/人×3 名=30,000 円 (配偶者参加無し)

② 「GSE」申込について

齊藤桂子(助産師)氏より申込有り。10/5 締切。参加申込書等書類は FAX 送信済。10/3 本人より「上司の承諾書」が間に合わない旨、長根幹事に連絡有り。期日までに書類が届かない場合は、次年度を目指してもらおう。=>承認

2. 常任委員会

① 社会奉仕委員会(担当：河原理事)

- ◆ みどり区民祭「こども動物園」について
例年通り。桐蔭より15名位参加予定。=>承認
- ◆ 11/2「スピーチ大会」について
天野理事と相談し後日詳細を報告。=>承認

② 国際奉仕委員会(担当：武藤理事)

- ◆ 国連難民高等弁務官事務所 (UNHCR) 協力について
卓話に呼び、その場で寄付を募る。卓話日程は高嶋プログラム委員長と相談。=>承認

3. 会計報告及び承認(担当：濱田会計)

① 事務局「デジカメ」について

例会等で使用している「デジカメ」が故障のため買替えを希望。費用は 3 万円前後。=>買替えを承認

② 9 月分会計報告=>承認

4. その他

① 大地会長より：全国RC選抜野球大会について

野球同好会のみならず、他のクラブ会員にも協力をお願いしたい。=>承認

臨時理事会

日時：2007[平成 19]年 10 月 17 日(水) 例会終了後 13:35～13:40

場所：青葉台フォーラム(2F 例会場)

出席(10名)

理事：北原 弘文・天野 正昭・河原 裕典・武藤 泰典

役員：大地 哲郎・河渕 雄・齊藤 清紀・若山 誉・濱田 茂・長根 信康

欠席(0名)

議題

1. 11/2 スピーチ大会予算について

河原理事・天野理事より

11月2日(金)のスピーチ大会において外国人学生の参加人数が増加。それによってバスが2台から3台に増車、弁当・ズーラシアの入場料が増加し社会奉仕委員会予算内での実行が不可能。不足分予算の拠出方法の検討を請う。

=> 現時点で、職業奉仕委員会の支出予定は「職場見学会」の交通費のみ、国際奉仕委員会の支出予定は「香港南 RC への寄付金」のみなので、残額とクラブ予算・特別会計(奉仕の部)の予備費を不足分に充当する。

また、クラブ予算・特別会計(奉仕の部)は「スマイル」収入で運営しているため、今後「スマイル」が増加するように、クラブの活動を活性化させる。

2. 入会候補者承認の件

入会候補者氏名：小泉 豊(有)ライフクリエイト 専務取締役)

本日の例会見学後、入会申し込み資料を受理。候補者として承認。入会手続き開始。=> 承認

第5回定例理事会

日時：2007[平成 19]年 11 月 7 日(水) 例会終了後 13:35～14:10

場所：青葉台フォーラム(2F シャンテ)

出席(8名)

理事：北原 弘文・武藤 泰典

役員：大地 哲郎・河渕 雄・齊藤 清紀・若山 誉・濱田 茂・長根 信康

欠席(2名)

河原 裕典・天野 正昭

議題

1. クラブ全体

① 入会候補者承認の件

◆ 加藤海士郎会員推薦の佐伯紀夫氏の推薦手続保留について

10/31 に加藤海士郎会員推薦の佐伯紀夫氏の推薦手続を諸事情により、来年1月まで保留。=>承認

◆ 村松会員推薦の岡部忠仁氏の推薦手続について

入会候補者氏名：岡部 忠仁(㈱日動建設代表取締役)

本日入会書類受理。入会承認及び推薦手続開始。=>承認

◆ 「RI 会長代理ご夫妻歓迎晩餐会」 10,000 円/人×3 名=30,000 円（配偶者参加無し）

② 千葉緑 RC 資金協力の件

◆ 10 周年記念における協力の可否及び金額の検討

千葉緑 RC は友好クラブであり、香港南 RC のような姉妹クラブではない。香港南 RC 以上の金額拠出は控えたほうが良い。また、友好クラブ締結書に規定してある内容を確認し、対応を検討。

資金拠出にしても、5 万～10 万円の範囲とし、「時計塔建設」の資金協力ではなく「御祝金」として贈呈するのが良いのでは。=>再協議

2. 常任委員会

① クラブ管理運営委員会(担当：北原理事)

◆ 地区クラブ管理運営委員長会議報告

CLPについて今後も研究を継続。=>承認

③ 社会奉仕委員会(担当：河原理事・欠席 幹事代行報告)

◆ 11/2「スピーチ大会」について

青山スクールの参加生徒数増加に伴い予算超。社会奉仕委員会年間予算 25 万円に対し、緑区民祭「こども動物園」と併せて約 40 万円となる。10/17 の臨時理事会の決定通り、職業奉仕委員会・国際奉仕委員会の予算を使用したい。=>承認

3. 会計報告及び承認(担当：濱田会計)

①10 月分会計報告=>承認

4. その他

①長根幹事より

◆ 事務局 PC 動作不良に伴う買替の検討

事務局使用の PC の動作が不安定で処理が停止したりする。経年数も考慮し買替えを要望。予算 10 万円以内で大型ディスプレイと共に買替え可能。=>見積書確認後買替えの方向で再協議

◆ クラブホームページ容量不足及び印刷費増加の対応に伴うレンタルサーバー導入の検討

クラブ内の会報を含むカラー印刷量が増加するに伴い、カウンター料金が激増。経費節減のために会報を PDF にしてホームページでの公開を検討するもホームページ用容量がプロバイダ契約に含まれる 50Mb と容量不足の為対応不能である。

よって、横浜緑 RC のドメインを取得し、レンタルサーバーの導入を考慮したい。費用は月額 3500～5000 円に対応可能。=>見積取得後再協議

② 齊藤副会長より

◆ 谷口事務局員の出勤日変更について

現状の出勤日は、月・水・木の3日間である。月曜日の主たる業務は会報作成等であるが、月曜日に会報の原稿が業者から届いていることは少なく会報印刷の為に火曜日に出勤することが多々ある。よって、出勤日を火・水・木の3日間に変更したほうが有効である旨を谷口事務局員より申し出あり。

次週より火・水・木の出勤に変更。=>承認

第6回定例理事会

日時：2007[平成19]年12月5日(水) 例会終了後 13:35～14:00

場所：青葉台フォーラム(2F シャンテ)

出席(10名)

理事：北原 弘文・天野 正昭・河原 裕典・武藤 泰典

役員：大地 哲郎・河渕 雄・齊藤 清紀・若山 誉・濱田 茂・長根 信康

欠席(無し)

議題

1. クラブ全体

① クラブ細則変更(次年度用)の件(臨時総会開催含む)

◆ 小委員会の統廃合について

四大奉仕委員会の各小委員会を統廃合するにはクラブ細則の変更が必要。内容とクラブ細則変更の臨時総会開催時期をどうするか。

⇒ クラブ細則の変更は通常の例会時に承認を得ることが可能。臨時総会は開催せず、今年度中の例会にて変更を検討する。統廃合の内容については、次年度の会長・幹事が検討して後日理事会にて発表する。

◆ 細則内規「幹事指名基準」見直しについて

現状のクラブ細則内規「幹事指名基準」では幹事資格者が少なく、また、幹事資格者を作成するために理事役員の顔ぶれが固定化されてしまう。「会長指名基準」のように特例項目を設けてはどうか。

⇒ 今年度の会長・幹事が中心になりパスト会長等の意見を聞きながら内容を検討し後日理事会にて発表。「小委員会統廃合」の細則見直しと同時に例会で変更を検討する。

② 1/22 5クラブ合同例会について

◆ 1/22 点鐘 18:30 新横浜国際ホテル。1/23 例会の振替とするか。

1/23(水)例会を1/225クラブ合同例会の振り替えとする。翌週の1/30は夜間移動例会となり、二週連続の移動例会となる。⇒承認

2. 常任委員会

① クラブ管理運営委員会(担当：北原理事)

◆ 議題 1-①と重複

3. 会計報告及び承認(担当：濱田会計)

① 11月分会計報告 ⇒承認

4. その他

① 長根幹事より

◆ 事務局 PC 買替え並びにクラブドメイン取得・レンタルサーバー使用について(経過報告)

再度見積確認後発注。追加として Fax ソフト・PDF 作成ソフトの購入も検討予算はソフトが増えた分15万円程度必要。レンタルサーバーについては再検討。⇒承認

◆ 鵜川会員逝去に伴う退会日の確認(11/27 逝去)

11/27 退会 ⇒承認

第7回定例理事会

日時：2008[平成20]年1月9日(水) 例会終了後 13:35～14:05

場所：青葉台フォーラム(2F シャンテ)

出席(9名)

理事：北原 弘文・河原 裕典・武藤 泰典

役員：大地 哲郎・河渕 雄・齊藤 清紀・若山 誉・濱田 茂・長根 信康

欠席(1名)

天野 正昭(例会出席)

議題

1. クラブ全体

① 鶴川会員「お別れの会」について

- ◆ 弔慰金5万円、生花。弔慰金は「お別れの会」とは別に後日遺族の方に届ける。⇒承認
- ◆ 朝日新聞から「鶴川会員の思い出」取材申し込みあり。人選をどうするか。
岡本会員、山下会員を推薦する。⇒承認。長根幹事が連絡を取り確認する。

② 齊藤晃会員退会申し出について

- ◆ 1/8 事務局に連絡有。会費は1年分納入済み。12/末退会であれば半期分返却だが、本人は受取りを拒否。齊藤会員から、退会日を6/末にとの提案有。そのかわり今後例会は欠席し、欠席届も出さないことが条件。
⇒ 病気による休会とすることを本人に確認を取り、ご子息の入会を促す。ご子息入会時点で退会とし、その場合は入会金不要。入会しない場合は6月で退会とする。

2. 会計報告及び承認(担当：濱田会計)

① 12月分会計報告 ⇒谷口事務局員に賞与支給。⇒承認

3. その他

① 長根幹事より：事務局PC(経過報告)

◆ 事務局PC(経過報告)

12/27 にナガネに納品。セットアップ後 12/28 夕刻事務局設置、1/7 朝データ移行完了。PDFソフトは未購入。PDFソフトは3万円前後を予定。⇒承認
齊藤副会長より

- ◆ 千葉緑RCとの親睦ゴルフコンペならびにチェジュRC訪問の確認
日程を早めに決定しないと予定がつかないどうなっているのか。
⇒長根幹事が連絡を取り確認する。

② 河渕副会長より

◆ クラブ細則改定に係る小委員会構成について

2～3の小委員会統合に留める方向で考慮中。細則改定をどのように行うのか。
⇒クラブ細則の変更は通常例会で可能である。大幅な変更にならないように改定案を作成。

③ 大地会長より

- ◆ 40周年記念実行委員会について

そろそろ設立したい。実行委員長はパスト会長にお願いしたい。何人が候補者として考えている人がいるので打診したい。=>承認

第8回定例理事会

日時：2008[平成20]年2月6日(水) 例会終了後 13:35～14:05

場所：青葉台フォーラム(2F シャンテ)

出席(10名)

理事：北原 弘文・天野 正昭・河原 裕典・武藤 泰典

役員：大地 哲郎・河渕 雄・齊藤 清紀・若山 誉・濱田 茂・長根 信康

欠席(0名)

議題

1. クラブ全体

① 「県立 麻生養護学校」の対応について

◆ 例会訪問希望。最終的には後援会入会を要望している。

⇒ 当クラブのエリア内に中里学園があり支援活動も行っている。「県立 麻生養護学校」は川崎市にあり当クラブのエリア外である為、「麻生養護学校」の近隣のRCを紹介し、当クラブとしては依頼をお断りする。<<承認>>

② 千葉緑RC親睦ゴルフコンペ開催の件

◆ 今年度の親睦ゴルフコンペ(夜間移動例会込み)の開催可否と時期について。
夜間移動例会としない場合は、ゴルフ同好会に決定を委ねるか。

⇒ 4/14 は千葉緑 RC 主催のチャリティコンペがあり、4/3 は岡田パスト会長のコンペが予定されている。3/26 には当クラブの「春の家族会」が決定済みであり、4 月は予定が多く日程調整が困難なため、秋以降(新年度)に順延とする。<<承認>>

⇒ 秋には横浜主催の野球も予定されることになるが、それとは別に、親睦ゴルフは今年秋に横浜主催、来年春に千葉主催、再来年春に横浜主催の予定で千葉緑 RC に提案する。<<承認>>

③ 次年度「ロータリー手帳」購入の件

◆ 近年のように希望者のみ購入とするか、全員分購入とするか。

⇒ 希望者が実費で購入する。次週から回覧。<<承認>>

④ 江田環境保全委員長より：「環境の会見学会」参加について

◆ 3/16 に「青葉区・緑区の環境を考える会」主催の「環境の会見学会」に横浜緑 RC 環境保全委員会として参加者募集の案内を希望。

⇒ 次週から回覧。<<承認>>

⑤ 国際奉仕委員会(担当：武藤理事)

◆ 千葉緑 RC と共に長根幹事・武藤国際奉仕委員長の2名がチェジュ RC に訪問。日程は2/17 から19の3日間。

⇒ <<承認>>

◆ 香港南 RC 訪問は5月で検討

⇒ <<承認>>

2. 会計報告及び承認(担当：濱田会計)

① 1月分会計報告

◆ 故鶴川会員の弔慰金が未処理

⇒ 遠藤会員に相談の上届けてもらうのが無難ではないか。〈〈承認〉〉

◆ 長根幹事より：米山寄付金の処理日付について

⇒ 事務手続きの手違いがあり、2007 年度内の送金が出来ず、1 月の送金になってしまった。2007 年度の確定申告用の寄付金控除申告書は発行されず、次年度に4万円として発行される。次週の例会で幹事報告を行う。〈〈承認〉〉

3. その他

① 事務局旧 PC 処分方法について

◆ デスクトップ PC とノート PC 有り。デスクトップは部品交換・増設により使用可能、ノート PC は AC アダプタが無くバッテリーも完全放電されているため使用不可。廃棄するか再利用するか。

⇒ 廃棄。処理は長根幹事が行う。〈〈承認〉〉

② 三浦会員の処遇について

◆ 今年度出席は1回のみ。

⇒ 長根幹事が三浦会員に連絡をとり必要な処理を定款・会則に沿って行う。〈〈承認〉〉

臨時理事会

日時：2008[平成 20]年 2 月 13 日(水) 例会終了後 13:35～13:50

場所：青葉台フォーラム(2F 例会場)

出席(10 名)

理事：北原 弘文・天野 正昭・河原 裕典・武藤 泰典

役員：大地 哲郎・河渕 雄・齊藤 清紀・若山 誉・濱田 茂・長根 信康

欠席(0 名)

議題

1. クラブ全体

③ 横浜市営地下鉄「グリーンライン開通記念事業」協賛金について

◆ 3/30 に横浜市営地下鉄「グリーンライン開通記念事業」が中山にて開催。緑区役所地域振興課より、協賛金の拠出依頼有り。要望金額は最低 5 万円、他団体は概ね 10 万円。協賛の可否。協賛金額検討。

当クラブは5万円を協賛金とする。

第 9 回定例理事会

日時：2008[平成 20]年 3 月 5 日(水) 例会終了後 13:35～14:00

場所：青葉台フォーラム(2F シャンテ)

出席(9 名)

理事：北原 弘文・天野 正昭・河原 裕典・武藤 泰典

役員：大地 哲郎・河渕 雄・齊藤 清紀・濱田 茂・長根 信康
欠席(1名)
若山 誉

議題

1. クラブ全体

① 千葉緑 RC「10 周年記念時計台建立」協賛金について

- ◆ 姉妹クラブの済州 RC には 20 万円、当クラブには 5 万円か 10 万円希望。
- ◆ 第 5 回理事会では「5 万～10 万円の範囲とし、「時計塔建設」の資金協力ではなく「御祝金」として贈呈するのが良いのでは。(再協議)」
- ⇒ 協賛金として 10 万円拠出。〈〈承認〉〉

② クラブ細則改正について

- ◆ 定款変更に伴うもの及び、小委員会の統合を追加した細則変更(案)
- ◆ 細則内規の幹事指名基準の変更(案)
- ⇒ 細則変更(案)は承認。幹事指名基準については再検討。今年度中に変更を行い次年度の活動計画書作成に間に合うようにする。〈〈承認〉〉

2. 常任委員会

① 国際奉仕委員会(担当：武藤理事)

- ◆ 香港南 RC 訪問を 5/21 出発、22 日例会参加、23 日帰国で予定。次回例会で案内する。
- ⇒ 〈〈承認〉〉

3. 会計報告及び承認(担当：濱田会計)

① 2 月分会計報告

- ◆ 故鶴川会員の弔慰金は遠藤会員に依頼済。
- ◆ R 財団寄付を早急に行う。
- ⇒ 〈〈承認〉〉

4. その他

① 期末懇親会の日程について

- ◆ 国際大会の日程は 6/15-18 であり、当クラブの期末懇親会も 6/18 になっており日程が重複している。3 年連続で国際大会と重複している。日程変更の必要があるのではないかな。
- ⇒ 第 2 週と第 3 週の予定を入れ換え、期末懇親会を 6/12(木)の夜とし、期末ゴルフコンペも 6/12(木)に変更する。〈〈承認〉〉

② RI 会長賞応募について

- ◆ 応募書類は作成済みで名取ガバナー補佐には承認済。ガバナー事務所の承認が取れ次第、大地会長の署名をいただき応募する。
- ⇒ 〈〈承認〉〉

③ 大地会長より

- ◆ 新入会員の人数が多くフォローに目が行き届かない面があるのではないかな。新入会員のフォロー体制の強化を望む。
- ⇒ 全会員一致で取り組む。〈〈承認〉〉

第 10 回定例理事会

日時：2008[平成 20]年 4 月 2 日(水) 例会終了後 13:35～14:00

場所：青葉台フォーラム(2F シャンテ)

出席(10 名)

理事：北原 弘文・天野 正昭・河原 裕典・武藤 泰典

役員：大地 哲郎・河渕 雄・齊藤 清紀・若山 誉・濱田 茂・長根 信康

欠席(0 名)

議題

1. クラブ全体

① 横浜田園 RC30 周年記念ならびに千葉緑 RC10 周年記念について

◆ 千葉緑 RC10 周年の参加者

⇒ 本日の回覧では 9 名。田園 RC の状態により正式決定<<承認>>

◆ 横浜田園 RC30 周年のお祝い金

⇒ 現状では会長幹事の 2 名のみ招待決定。一般会員の参加可否と参加費の状況によるが、会長幹事のみの場合でも親クラブとして 10 万円程度拠出が妥当ではないか。<<保留>>

② クラブ細則改正について

◆ 細則内規の幹事指名基準の変更(案)

⇒ 経験役職に会計を追加。特例の場合は理事会に諮問する内容で 4/23 例会のフォーラムで決議予定。<<承認>>

③ 下中会員の父逝去による慶弔既定適用について

⇒ クラブ慶弔規定どおり。弔慰金 1 万円。<<承認>>

2. 常任委員会

① 国際奉仕委員会(担当：武藤理事)

◆ 香港南 RC 訪問は中止。10 万円寄付については 5/14 例会のフォーラム内で討議予定。

⇒ <<承認>>

3. 会計報告及び承認(担当：濱田会計)

① 3 月分会計報告

⇒ <<承認>>

4. その他

① 40 周年記念行事について

◆ 実行委員会の設立と実行委員長指名をどうするか

⇒ 4/23 例会のフォーラムにおいて「クラブ細則変更」討議後に「40 周年記念行事について」ということで討議を行う。時間が不足した場合は 5/21 例会もしくは 5/28 例会にフォーラムとして開催する。

<<承認>>

臨時理事会

日時：2008[平成 20]年 4 月 23 日(水) 例会終了後 13:35～13:45

場所：青葉台フォーラム(2F 例会場)

出席(8 名)

理事：天野 正昭・河原 裕典・武藤 泰典

役員：大地 哲郎・河淵 雄・若山 誉・濱田 茂・長根 信康

欠席(2名)

北原 弘文・齊藤 清紀

議題

1. クラブ全体

① クラブ細則改定について

◆ 会員数 38 名の内、26 名出席。原案を 26 名全員賛成で承認。改定日は本日でよい。

⇒ 改定日 2008 年 4 月 23 日とする。〈〈承認〉〉

② 入会候補者承認の件

◆ 入会候補者氏名：溝口 貴之氏(株カードッグ 代表取締役)

⇒ 入会申し込み資料を受理。候補者として承認。入会手続き開始。〈〈承認〉〉

③ 緑区チャリティゴルフ実行委員会について

◆ 5/15 の開催通知あり。実行委員の任命について

⇒ とりあえず 5/15 は長根幹事が参加。その後は次年度の濱田幹事にするかは別途検討。〈〈承認〉〉

④ 6 月定例理事会を今年度次年度の合同理事会として開催

⇒ 〈〈承認〉〉

第 11 回定例理事会

日時：2008[平成 20]年 5 月 7 日(水) 例会終了後 13:35～13:50

場所：青葉台フォーラム(2F シャンテ)

出席(8名)

理事：河原 裕典・武藤 泰典

役員：大地 哲郎・河淵 雄・齊藤 清紀・若山 誉・濱田 茂・長根 信康

欠席(2名)

北原 弘文・天野 正昭

議題

1. クラブ全体

① 横浜田園 RC30 周年記念ならびに千葉緑 RC10 周年記念について

◆ 田園 RC30 周年参加者 6 名(内招待状 2 名)、お祝い金の金額及び参加費の支払方法

⇒ クラブからお祝い金として 10 万円拠出。参加費は参加者各自が当日支払う。〈〈承認〉〉

◆ 千葉緑には会長名で電報、横浜田園には幹事名で電報の必要の可否

⇒ 千葉緑には会長名で電報、横浜田園には幹事名で電報を出す。文面等事務処理は事務局の谷口さんに依頼。〈〈承認〉〉

2. 会計報告及び承認(担当：濱田会計)

① 4 月分会計報告

⇒ 〈〈承認〉〉

3. その他

① 大地会長より

- ◆ 藤津会員から「ファイト フォー ビジョン」への寄付あるいは入会の検討の依頼あり。
- ⇒ 次年度以降の対応として、次年度への申し送り事項とする。〈〈承認〉〉

第 12 回定例理事会(今年度次年度合同理事会)

日時：2008[平成 20]年 6 月 4 日(水) 例会終了後 13:35～13:45

場所：青葉台フォーラム(2F シャンテ)

出席(13 名)

今年度理事：北原 弘文・天野 正昭・河原 裕典・武藤 泰典

今年度役員：大地 哲郎・河淵 雄・齊藤 清紀・若山 譽・濱田 茂・長根 信康

次年度理事：(長根 信康)・餅田 実・(天野 正昭)・下中 英輝

次年度役員：(河淵 雄)・(河原 裕典)・(大地 哲郎)・(濱田 茂)・田中 孝・(若山 譽)

欠席(0 名)

議題

1. クラブ全体

① 香港南 RC との姉妹クラブ関係について

- ① 継続か否か。今年度分寄付 10 万円送金について。
- ⇒ 継続可否は次年度に申し送りとする。寄付金 10 万円は早急に送金する。〈〈承認〉〉

② 齊藤晃会員、現状だと今年度退会となる

- ◆ ご子息から入会申込があれば手続きを始める。前例では入会金免除。
- ⇒ 本日ご子息の齋藤好貴氏が入会資料提出。入会手続きを開始する。入会日が決定したら同日付で齋藤晃会員を退会とする。なお、入会金については同会社の役員変更とし免除する。
- 〈〈承認〉〉

③ 次年度申し送り事項

- ◆ 藤津会員から「ファイト フォー ビジョン」への寄付あるいは入会の検討の依頼あり。
- ◆ 千葉緑 RC 親睦野球・親睦ゴルフの秋頃開催について。
- ◆ 四クラブ合同ゴルフコンペ次年度横浜緑 RC 担当。
- ◆ 「緑区制 40 周年」協賛について
- ⇒ 全て次年度にて取り扱い。〈〈承認〉〉

2. 常任委員会

① クラブ管理運営委員会(担当：北原理事)

- ◆ RI 会長賞受賞のお祝い。

② 国際奉仕委員会(担当：武藤理事)

- ◆ 香港南 RC の送金実行への感謝。

3. 会計報告及び承認(担当：濱田会計)

① 5 月分会計報告

- ⇒ 〈〈承認〉〉

4. その他

① 露木会員より(長根幹事代理報告)

- ◆ 「クールビズ」適用は何時からか。

⇒ 例年通り6月～9月までを対象期間とする。〈承認〉

② 大地会長より

◆ 理事・役員への感謝の辞。新入会員のフォローのお願い。

年次総会報告

第1842回例会(2007年12月12日) 開始前

横浜緑ロータリークラブ・クラブ細則第5条第1節に基づき、平成19(2007)年12月12日 12:25より、年次総会が開催された。

会員数37名の内24名が出席、定足数を充足し総会が成立することを大地哲郎会長が報告し、下記議題について審議したところ、満場一致にて承認され12:30に閉会した。

2008～2009 年度理事及び役員の承認

理事

- 長根 信康 (クラブ管理・運営委員長)
- 餅田 実 (職業奉仕委員長)
- 天野 正昭 (社会奉仕委員長)
- 下中 英輝 (国際奉仕委員長)

役員

- 河原 裕典 (会長ノミニー)
- 濱田 茂 (幹事)
- 若山 誉 (会計)
- 田中 孝 (SAA)

S.A.A.活動報告

S.A.A：若 山 譽

副SAA：餅 田 実・高 嶋 淳 二・小 泉 豊

一年を通して気品と風紀を守りつつリラックスできる雰囲気の例会の運営ができたことを感謝しております。大地会長、長根幹事、理事、役員、会員の皆様ご協力ありがとうございました。

2007-08年度表決算表

(平成19年7月～平成20年6月)

会 計 濱 田 茂
副会計 武 藤 泰典

I. 一般会計

[収 入 の 部]

年 会 費	10,500,000	10,500,000	0	
中 途 入 会 者 年 会 費	600,000	725,000	125,000	6名分(田畑・岡部・清水・大野・溝口・高橋)
入 会 金	400,000	600,000	200,000	6名分(田畑・岡部・清水・大野・溝口・高橋)
ビ ジ タ ー 登 録 料	50,000	70,000	20,000	
雑 収 入	50,000	11,820	▲ 38,180	
前 期 繰 越 金	0	1,873,491	1,873,491	
	11,600,000	13,780,311	2,180,311	

[支 出 の 部]

本 部 関 係	人 頭 分 担 金	192,500	207,520	15,020	\$24.5 × 2 × 人数
	地 区 分 担 金	910,000	958,500	48,500	13500円 × 人数
	地 区 大 会 分 担 金	140,000	136,000	▲ 4,000	34名 × 4000円
	地 区 大 会 登 録 料	525,000	420,000	▲ 105,000	35名 × 10000円・3名 × 10000円(RI会長会)
	I M	350,000	252,000	▲ 98,000	36名 × 7000円
	地 区 協 議 会	240,000	190,000	▲ 50,000	19名 × 10000円
	米 山 奨 学 金	175,000	177,500	2,500	普通寄付2500円 × 人数
		2,532,500	2,341,520	▲ 190,980	
総 務 関 係	例 会 費	2,800,000	3,030,843	230,843	青葉台フォーラム会場費12回分
	記 念 品 費	280,000	203,650	▲ 76,350	
	通 信 費	200,000	223,966	23,966	
	事 務 用 品 費	150,000	206,174	56,174	
	印 刷 費	400,000	650,160	250,160	
	リ ー ス 費 用	220,000	576,468	356,468	
	事 務 委 託 費	1,960,000	1,944,650	▲ 15,350	
	備 品 費	50,000	246,245	196,245	
	交 際 費	200,000	349,200	149,200	田園RC10周年祝金含む
	雑 誌 文 献 費	152,000	59,346	▲ 92,654	
	慶 弔 費	100,000	225,750	125,750	
	事 務 局 地 代 家 賃	720,000	720,000	0	60,000 × 12ヶ月
委 員 会 関 係	保 守 ・ 修 繕 費	10,000	0	▲ 10,000	
	特 別 積 立 金	600,000	0	▲ 600,000	
		7,842,000	8,436,452	594,452	
	ク ラ ブ 管 理 運 営	1,085,000	358,123	▲ 726,877	
	出 席	(5,000)		(0)	
	職 業 分 類	(5,000)		(0)	
	親 睦	(500,000)	(250,000)	(0)	
	雑 誌	(5,000)		(0)	
	会 報	(300,000)		(0)	
	会 員 選 考	(5,000)		(0)	
	会 員 増 強	(5,000)		(0)	
	プ ロ グ ラ ム	(50,000)		(0)	
予 備 費	R 情 報	(5,000)		(0)	
	S A A	(5,000)		(0)	
	広 報	(50,000)		(0)	
	ク ラ ブ I T 推 進	(50,000)		(0)	
	予 備 費	(100,000)	(108,123)	(0)	
		1,085,000	358,123	▲ 726,877	
		11,600,000	11,136,095	▲ 463,905	
次 期 繰 越 金		0	2,644,216	2,644,216	

記念品(スマイル)

横浜緑ロータリークラブ
決算表(1/2)

会 員 誕 生 日 3,000 円以上
配 偶 者 誕 生 日 5,000 円以上

スマイル合計 一人 8,000 円以上

Ⅱ. 特別会計(奉仕の部)
[収 入 の 部]

ス マ イ ル	900,000	1,140,500	240,500	
前 期 繰 越 金	0	1,885,851	1,885,851	定期預金解約(H20 5月9日)
収 入 金 額	900,000	3,026,351	2,126,351	

[支 出 の 部]

奉 仕 関 係	職 業 奉 仕	100,000	0	▲ 100,000	
	社 会 奉 仕	400,000	298,600	▲ 101,400	
	社 会 奉 仕	(250,000)	(195,000)	(0)	緑区民祭・福田牧場
	環 境 保 全	(20,000)		(0)	
	新 世 代 育 成	(80,000)		(0)	
	イ ン ター ア ク ト	(50,000)	(103,600)	(0)	
	国 際 奉 仕	290,000	290,000	0	
	国 際 奉 仕	(200,000)	(290,000)	(0)	香港南RCライ病支援・前期分含む。
	ロ ー タリー 財 団	(10,000)		(0)	
	米 山 奨 学 (ポリオプラス)	(80,000) (0)		(0) (0)	
		790,000	588,600	▲ 201,400	
	予 備 費	110,000	0	▲ 110,000	
		900,000	588,600	▲ 311,400	
	次 期 繰 越 金	0	2,437,751	2,437,751	

Ⅲ. 特別会計(奨学生の部)
[収 入 の 部]

米 山 奨 学 生 助 成 金	1,680,000	1,160,000	▲ 520,000	毎月140,000×12ヶ月
青 少 年 交 換 留 学 生 助 成 金	0	0	0	
前 期 繰 越 金	0	0	0	
収 入 金 額	1,680,000	1,160,000	▲ 520,000	

[支 出 の 部]

米 山 奨 学 生 授 業 料	1,680,000	1,260,000	▲ 420,000	
青 少 年 交 換 留 学 生 授 業 料 他	0	0	0	
予 備 費	0	0	0	
	1,680,000	1,260,000	▲ 420,000	
次 期 繰 越 金	0	▲ 100,000	▲ 100,000	

現 金 ・ 預 金	現 金	0	0	(0)	
	一 般 会 計 通 帳	523,029	325,714	(0)	
	ス マ イ ル 用 通 帳	1,127,554	2,007,440	(0)	
	預 り 金 用 通 帳	81,880	222,179	(0)	
	米 山 奨 学 用 通 帳	141,028	2,426,634	(0)	
	ク ラ ブ 奉 仕 用 通 帳	0	0	(0)	
	国 際 青 少 年 用 通 帳	0	0	(0)	
	イ ン ター ア ク ト 用 通 帳	0	0	(0)	
	I M 実 行 用 通 帳	0	0	(0)	
		1,873,491	4,981,967	0	

前 期 繰 越 金 合 計	1,873,491	
次 期 繰 越 金 合 計	4,981,967	

2007～2008年度 決算集計表

(平成19年7月～平成20年6月)

会 計 濱 田 茂
副会計 武 藤 泰 典

一 般 会 計	2007年度		2008年度		2007年度		2008年度	
	年 会 費	10,500,000	10,500,000	本 部 関 係	2,532,500	2,341,520		
	中途入会者年会費	600,000	725,000	総 務 関 係	7,842,000	8,436,452		
	入 会 金	400,000	600,000	委 員 会 関 係	1,085,000	358,123		
	ビジター登録料	50,000	70,000					
	雑 収 入	50,000	11,820	予 備 費	140,500	0		
	前 期 繰 越 金	0	1,873,491	次 期 繰 越 金	0	2,644,216		
		11,600,000	13,780,311		11,600,000	13,780,311		
特 別 会 計 (専任の部)	2007年度		2008年度		2007年度		2008年度	
	ス マ イ ル	900,000	1,140,500	奉 仕 関 係	790,000	588,600		
					0	0		
				予 備 費	110,000	0		
	前 期 繰 越 金	0	1,885,851	次 期 繰 越 金	0	2,437,751		
		900,000	3,026,351		900,000	3,026,351		
特 別 会 計 (奨学生の部)	2007年度		2008年度		2007年度		2008年度	
	米山奨学生助成金	1,680,000	1,160,000	米山奨学生授業料	1,680,000	1,260,000		
	青少年交換留学生			青少年交換留学生				
	助 成 金	0	0	授 業 料 他	0	0		
				予 備 費	0	0		
	前 期 繰 越 金	0	0	次 期 繰 越 金	0	▲ 100,000		
		1,680,000	1,160,000		1,680,000	1,160,000		
		14,180,000	17,966,662		14,180,000	17,966,662		
					0	4,981,967		

リ 金 内 訳	2007年度		2008年度	
	米 山 奨 学 金 特 別 寄 付	20,000		
	ロ ー タ リ ー 財 団 (\$ 1 2 0)	14,400		
	中越沖地震・四川大地震・他義捐金	3,000		
	米 山 奨 学 金 普 通 寄 付	2,500		
		39,900		

2007～2008年度 前期比較決算報告表

(平成19年7月～平成20年6月)

会 計 濱 田 茂
副会計 武 藤 泰典

I. 一般会計

[収 入 の 部]

年 会 費	10,500,000	10,500,000	0	300,000×35名×100.0%
中 途 入 会 者 年 会 費	600,000	600,000	0	300,000×4名×100.0%×50.0%
入 会 金	400,000	400,000	0	100,000×4名×100.0%
ビ ジ タ ー 登 録 料	50,000	100,000	50,000	
雑 収 入	50,000	50,000	0	
前 期 繰 越 金	0	0	0	
	11,600,000	11,650,000	50,000	

[支 出 の 部]

本 部 関 係	人 頭 分 担 金	192,500	187,000	▲ 5,500	5,500×35名×100.0%
	地 区 分 担 金	910,000	910,000	0	26,000×35名×100.0%
	地 区 大 会 分 担 金	140,000	140,000	0	4,000×35名×100.0%
	地 区 大 会 登 録 料	525,000	525,000	0	15,000×35名×100.0%
	I . M	350,000	350,000	0	10,000×35名×100.0%
	地 区 協 議 会	240,000	420,000	180,000	12,000×20名×100.0%
	米 山 奨 学 金	175,000	175,000	0	5,000×35名×100.0%
		2,532,500	2,707,000	174,500	
	例 会 費	2,800,000	2,800,000	0	例会数 40回
	記 念 品 費	280,000	296,000	16,000	8,000×35名×100.0%(本人・配偶者誕生日用)
総 務 関 係	通 信 費	200,000	150,000	▲ 50,000	
	事 務 用 品 費	150,000	200,000	50,000	(消耗品費)
	印 刷 費	400,000	450,000	50,000	
	リ ー ス 費 用	220,000	220,000	0	
	事 務 委 託 費	1,960,000	1,960,000	0	委託費1,660千円・交通費300千円
	備 品 費	50,000	50,000	0	
	交 際 費	200,000	200,000	0	
	雑 誌 文 献 費	152,000	160,000	8,000	4,000×38名×100.0%
	慶 弔 費	100,000	100,000	0	
	事 務 局 地 代 家 賃	720,000	720,000	0	60,000×12ヶ月
委 員 会 関 係	保 守 ・ 修 繕 費	10,000	10,000	0	
	特 別 積 立 金	600,000	600,000	0	40周年記念積立 毎月50,000×12ヶ月
		7,842,000	7,916,000	74,000	
	ク ラ ブ 管 理 運 営	1,085,000	1,000,000	▲ 85,000	
	出 席	(5,000)	(5,000)	(0)	
	職 業 分 類	(5,000)	(5,000)	(0)	
	親 睦	(500,000)	(500,000)	(0)	
	雑 誌 報	(5,000)	(5,000)	(0)	
	会 員 選 考	(300,000)	(5,000)	(0)	
	会 員 増 強	(5,000)	(5,000)	(0)	
予 備 費	プ ロ グ ラ ム	(50,000)	(150,000)	(0)	
	R 情 報	(5,000)	(5,000)	(0)	
	S . A . A	(5,000)	(5,000)	(0)	
	広 報	(50,000)	(100,000)	(0)	
	ク ラ ブ I T 推 進	(50,000)	(100,000)	(0)	
	予 備 費	(100,000)	(110,000)	(0)	
		1,085,000	1,000,000	▲ 85,000	
	予 備 費	140,500	0	▲ 140,500	
		11,600,000	11,623,000	23,000	
	次 期 繰 越 金	0	27,000	27,000	

記念品(スマイル)

会 員 誕 生 日

3,000 円以上

横浜緑ロータリークラブ
決算表(1/2)

配偶者誕生日

5,000 円以上

スマイル合計 一人 8,000 円以上

Ⅱ. 特別会計(奉仕の部)

[収 入 の 部]

スマイル	前年度	今年度	増減	
スマイル	900,000	900,000	0	
前期繰越金	0	0	0	
	900,000	900,000	0	

[支 出 の 部]

職 業 奉 仕	前年度	今年度	増減	
社 会 奉 仕	100,000	100,000	0	
社 会 奉 仕	400,000	400,000	0	
社 会 奉 仕	(250,000)	(0)	(0)	
環 境 保 全	(20,000)	(20,000)	(0)	
新 世 代 育 成	(80,000)	(280,000)	(0)	
イ ン ター ア ク ト	(50,000)	(100,000)	(0)	
国 際 奉 仕	290,000	300,000	10,000	
国 際 奉 仕	(200,000)	(200,000)	(0)	内、10万円は香港南RCへの寄付
ローター財団	(10,000)	(10,000)	(0)	
米 山 奨 学	(80,000)	(80,000)	(0)	
(ポリオプラス)	(0)	(10,000)	(0)	委員会解消
	790,000	800,000	10,000	
予 備 費	110,000	100,000	▲ 10,000	
	900,000	900,000	0	
次 期 繰 越 金	0	0	0	

Ⅲ. 特別会計(奨学生の部)

[収 入 の 部]

米 山 奨 学 生 助 成 金	前年度	今年度	増減	
米 山 奨 学 生 助 成 金	1,680,000	0	▲ 1,680,000	毎月140,000×12ヶ月
青少年交換留学生助成金	0	0	0	
前期繰越金	0	0	0	
	1,680,000	0	▲ 1,680,000	

[支 出 の 部]

米 山 奨 学 生 授 業 料	前年度	今年度	増減	
米 山 奨 学 生 授 業 料	1,680,000	0	▲ 1,680,000	毎月140,000×12ヶ月
青少年交換留学生授業料他	0	0	0	
予 備 費	0	0	0	
	1,680,000	0	▲ 1,680,000	
次 期 繰 越 金	0	0	0	

2007～2008年度 前期比較決算集計表

(平成19年7月～平成20年6月)

会 計 濱 田 茂
副会計 武 藤 泰 典

一 般 会 計	前 期		当 期		前 期		当 期	
	年 会 費	10,500,000	10,500,000	本 部 関 係	2,532,500	2,341,520		
	中途入会者年会費	600,000	725,000	総 務 関 係	7,842,000	8,631,252		
	入 会 金	400,000	600,000	委 員 会 関 係	1,085,000	163,323		
	ビジター登録料	50,000	70,000					
	雑 収 入	50,000	11,820	予 備 費	140,500	0		
	前 期 繰 越 金	0	1,873,491	次 期 繰 越 金		2,644,216		
		11,600,000	13,780,311		11,600,000	13,780,311		
(事 仕 の 部)	前 期		当 期		前 期		当 期	
	ス マ イ ル	900,000	1,140,500	奉 仕 関 係	790,000	588,600		
					0			
	前 期 繰 越 金	0		予 備 費	110,000	0		
		900,000	1,140,500	次 期 繰 越 金	0	551,900		
					900,000	1,140,500		
別 会 計	前 期		当 期		前 期		当 期	
	米山奨学生助成金	1,680,000	1,160,000	米山奨学生授業料	1,680,000	1,260,000		
	青少年交換留学生 助 成 金	0	0	青少年交換留学生 授 業 料 他	0	0		
			1,885,851	予 備 費	0	0		
	前 期 繰 越 金	0	0	次 期 繰 越 金	0	1,785,851		
		1,680,000	3,045,851		1,680,000	3,045,851		
		14,180,000	17,966,662		14,180,000	17,966,662		
					0	4,981,967		

ク ラ ブ 管 理 ・ 運 営 委 員 会

クラブ管理・運営委員会活動報告

委員長：北 原 弘 文

副委員長：露 木 健 造

CLPが始まり、今年から委員会の名称も変わりました。また、委員会名が変わっただけでなく、その役割と責務も明確に打ち出されましたので、少し緊張してのスタートとなりました。お蔭様で当クラブは先輩たちが築き上げた長い歴史があり、クラブ運営も比較的順調に行われてきたために、従前の方法でスムーズに運営されました。当初の心配も何処かへ吹き飛びました。実務的には委員会相互の協力調整のため、3ヶ月に1度の割合で例会終了後にクラブ管理運営委員会を、会長・幹事・会計および構成される11の委員会の委員長とともに開催いたしました。会員各位のご協力に感謝いたします。

出席委員会活動報告

委員長：森 宏

副委員長：田 中 孝

田中副委員長の協力を得て例会の交互に出席報告をいたしました、例会の都度、張り切って出席率の向上に取り組みましたが成果は下表の通り。業務優先だから、業務多忙・家庭の都合等にての欠席は止むを得ないが必ずメイクアップ、欠席届の提出をしつこく奨励しましたが、残念ながらメイクアップは出席を心得た限られた入会10年以上の3・4名にて入会5年未満の会員には教育及び指導力不足で徹底せず課題を残し来期に持ち越しましたが、欠席届けの提出は平均70点の合格でした、引き続いて来期も格調高い緑ロータリークラブに相応しい出席率の向上にご協力をお願いします。

例会の報告書も会報の出席の資料も事務局の纏めです、

2007～2008年度月別の出席率の比較表

年 月	緑ロータリークラブ%	第5グループ%	2590地区%
2007/07	79, 00	86, 28	86, 67
2007/08	80, 00	84, 24	85, 15
2007/09	76, 00	83, 64	85, 07
2007/10	85, 00	86, 94	85, 22
2007/11	94, 00	87, 71	87, 63
2007/12	85, 00	88, 28	87, 51
2008/01	85, 00	86, 34	85, 09
2008/02	92, 25	85, 86	86, 83
2008/03	88, 00	85, 93	85, 07
2008/04	90, 00	84, 70	84, 25
2008/05	82, 00	83, 92	84, 08
2008/06	87, 00	87, 25	85, 05
年間平均	85, 27	85, 92	85, 63

職業分類委員会活動報告

委員長：加藤喜夫

副委員長：遠藤一典

大地会長の目標を達成すべく、増強委員長の働きは目覚しく、大勢の新会員が入会されました。職業分類委員会は、新会員の職業を適正に分類すべく国際ロータリーの分類表に基づき、そして、それに従うように、緑ロータリークラブの職業分類表の見直しをいたしました。此れからもこの作業は続けていかなければなりません。この土地独特の職業というのものもあるかもしれません。分類を細かくし、いろいろな方がもっとたくさん入会されるよう期待したいと思います。

充填・未充填職業分類表

充填職業コード 分類(参考)	業 種 分 類		業 界 名 称	
	業 種	分 類	業 界 名 称	業 界 名 称
計理及び 金融業	(未 設 定)			
広告/ 広報関係	印刷及び広告	書籍販売 Book Distributin		
		総合広告代理 Advertising Agency		
		印刷 Printing		
		看板広告 Advertisting Service	高嶋 淳二	代表取締役
			横浜標識(株)	
農業、漁業、 林業	農林及び園芸	農業 Agriculture		
	畜 産	獣医 Veterinary Surgeon		
建築及び エンジニアリング	電気及び通信	電気設備 Electric Construction		
		情報通信 Information		
	電 子 機 器	電子試験機 Electronic Tester	河淵 雄	代表取締役
			新電子工業(株)	
	建築材料及び 室内装飾	粉体塗装 Resinate Coat		
		建築材料 Building Material	代々木和男	代表取締役
			(有)代々木商店	
		家具室内装飾 Upholstering	森 一誠	代表取締役
			(有)宮地	
アート及び デザイン	(未 設 定)			
銀行業 及び管財	金 融	都市銀行 City Banking		
		地方銀行 Local Banking	石山 一	支店長
			横浜銀行中山支店	
		信用金庫 Credit Banking		
		証券業 Securities	田畑 勲	支店長
			日興コーディアル証券(株)	
聖職及び その他宗教関係	宗 教	仏教 Buddhism	齊藤 清紀	住職
			(宗)福聚院	
		神道 Shintoism		
コンピューター 及び 情報システム	(未 設 定)			

充填・未充填職業分類表

職業コード 分類(参考)	業 種 分 類		会 員 名 義	
	業 種	分 類	名 義	役 名
コミュニケーション / ニュース報道関	(未 設 定)			
地域及び 社会サービス	冠 婚 葬 祭 業	葬祭業 Mortician	下中 英輝 (有)FTS	代表取締役
建設、修理及び メンテナンス	建 設 業	建設請負業 General Contracting		
		鉄道建設 Railroad Cnstruction	森 宏 森建設(株)	相談役
		設備工事 Equipment Construction	村松 勇治 (株)ジェス	代表取締役
		造園業 Landscape Service		
		推進工事 Watersupply & Disposal Construction	長根 信康 (株)ナガネ	代表取締役
		電気工事	岡部 忠仁 (株)日動電設	代表取締役
教育	教 育	幼稚園 Kindaergarten		
		大学・高校・中学 University, High School, Junior High School		
		大学 College (Admistration Policy)	江田 憲司 桐蔭横浜大学(行政学)	教授
		私塾 Praivate School		
娯楽及び スポーツ	(未 設 定)			
食品産業	食品及び嗜好品	レストラン Resturant		
		菓子店 Cake Shop		
		酒店 Alcholic Store		
政府	(未 設 定)	国会議員		
		県議会議員	石川 輝久 神奈川県議会	神奈川県議会議員
		市議会議員	高橋 正治 横浜市議会	横浜市議会議員
人事関係	(未 設 定)			
保険及び 危機管理	保 険	保険代理業 Insurance Ageny	北原 弘文 ソニー生命保険(株)	ファイナンシャルプランナー

充 填 ・ 未 充 填 職 業 分 類 表

職 業 コ ー ド 分 類 (参 考)	業 種 分 類		商 業 名 称	
	業 種	分 類	商 業	先
法律	ビジネスサービス	損害保険	小泉 豊	専務取締役
			(有)ライフクリエイト	
		社会保険労務士	若山 誉	代表
		H. R. Consultant	若山社会保険労務士事務所	
		情報サービス		
		Information Services		
		弁護士		
		Lawyer		
		税理士	清水 裕之	代表社員
		Tax Service	税理士法人 あおい会計事務所	
		司法書士		
		Judiciary Scribner Service		
		地域工業団体	餅田 実	囑託
		Industrial Service	(株)横浜北工業会	
		ビジネスサービス	材本 好史	所長
		Business Services	ざいもと法律事務所	
管理	(未 設 定)			
製造	機械及び装置	送風機製造	武藤 泰典	代表取締役
		Blower Mfg	(株)武藤電機	
		建設機械	山下 栄蔵	代表取締役会長
		Construction Machinery	山下工業(株)	
		機械製造		
		Machine Mfg		
		非鉄金属製錬	鶴岡 武	代表取締役
		Nonferrous Metals Refining	アジア物性材料(株)	
		銃器及び火薬	岡本 健	代表取締役
		Fire Arms	(株)ミロク精機製作所	
		保安機器・錠前	加藤 海士郎	代表取締役社長
		Security Apparatus	日本カバ(株)	
	鉄及び金属	板金工作		
		Sheet Metal Working		
		金型製造		
		Molds Mfg		
マーケティング 及び販売	衣 料	洋品店		
		Cotton Goods		
		洋服店		
		Clothing		
		呉服店		
		Japanese Cloth Shop		
	日 用 品	スーパー		
		Super Market		

充 填 ・ 未 充 填 職 業 分 類 表

充 填 コ ー ド (考 察)	業 種 分 類		業 員 名 称	
	業 種	分 類	業 員 名 称	役 職
	自 動 車	文 房 具		
		Stationery		
		自動車販売	溝 口 貴 之	代表取締役
		Automobile Dealers	(株)カードッグ	
		自動車整備	露 木 健 造	代表取締役
		Automobile Repairing	(株)霧が丘ガレージ	
医療及び ヘルスケア	医 術	内科医		
		Physician		
		外科医		
		Surgeon		
		小児科医		
		Pediatrician		
		産婦人科医	脇 田 幸 一	院長
		Obstetrician and Gynecologist	ワキタ産婦人科医院	
		整形外科医		
		Orthopedic Surgeon		
		耳鼻咽喉科医		
		Ear Nose and Throat Doctor		
		眼科医	藤 津 均	院長
		Ophthalmologist	フジ眼科・歯科クリニック	
		歯科医	加 藤 喜 夫	院長
		Dentist	「愛誠」歯科	
	施 設 及 び 病 院	病院	大 地 哲 郎	副理事長
		Hospital	横浜新緑総合病院	
		専門病院		
		Specialty Hospital		
		薬局		
		Pharmacy		
		調剤薬局	大 野 富 生	代表取締役
軍役	(未 設 定)			
警察など	(未 設 定)			
不動産	不 動 産	不動産業	土 志 田 猛	代表取締役
		Real Estate Agency	(株)岩本不動産商会	
		不動産賃貸	田 中 孝	代表
		Real Estate Renting	亀 長	
		ビル賃貸	遠 藤 一 典	相談役
		Building Renting	(有)藤栄	
		土地賃貸	斎 藤 好 貴	代表取締役
		Proprietary Renting	(株)八廣	

充 填・未 充 填 職 業 分 類 表

職業コード 分類(参考)	業 分 類		勤 務 先	
	業 分 類	業 分 類	勤 務 先	勤 務 先
科学、数学 及び技術	(未 設 定)			
サービス産業	衛 生	クリーニング店		
		Cleaning Shop		
	美 容 及 び 整 形	理容	天野 正昭	代表取締役
		Barber	(有)企画室ゴン	
		美容院		
		Beauty Shop		
	ホテル及び観光	ホテル	濱田 茂	代表取締役
		Hotel	(株)パストラル	
		旅行斡旋業		
		Tourist Agency		
	保安警備事業	警備保障		
		Security & Guard Service		
社会科学	(未 設 定)			
運輸	運輸及び倉庫業	運送業		
		Trucking Service		
		倉庫業		
		Storage		
		貨物自動車輸送	河原 裕典	代表取締役
		Motor Freight Transportation	(株)横浜ドリームライン	
その他	(未 設 定)			
充 填 未 充 填 40				

職業技能を提示するのに次のコードをお使い下さい。

例: あるクラブ会員が大学教授だとします。12-05[大学、専門学校の教員のコード]のように、会員の氏名の隣に、RIが定義する職業技能のコードを書き込んで下さい。

計理及び金融業

公認会計士・個人業務 (01-01)
公認会計士・企業/事業所内業務 (01-02)
会計監査人 (01-03)
予算アナリスト (01-04)
財務アナリスト (01-05)
株式仲買人/証券業(01-06)
その他 (01-99)

広告/広報関係

広告 管理職(02-01)
広報管理職(02-02)
コピーライター (02-03)
広報関係専門家(02-04)
その他(02-99)

農業、漁業、林業

農業従事者/農場管理者 (03-01)
漁業 (03-02)
農林業 (03-03)
森林保全(03-04)
その他 (03-99)

建築及びエンジニアリング

建築 (04-01)
造園 (04-02)
農業エンジニア(04-03)
航空宇宙エンジニア (04-04)
化学エンジニア(04-05)
土木エンジニア(04-06)
電気エンジニア (04-07)
環境学エンジニア (04-08)
生産管理エンジニア (04-09)
機械エンジニア (04-10)
鉱山工学エンジニア (04-11)
原子力エンジニア(04-12)
測量技師(04-13)
その他 (04-99)

アート及びデザイン

アート監督 (05-01)
画家(05-02)
彫刻家 (05-03)
陶芸家 (05-04)
イラストレーター (05-05)
マルチ・メディア・アーティスト/アニメーション製作者 (05-06)
コマーシャル及びインダストリアル・デザイン (05-07)
ファッション・デザイン(05-08)
フラワー・デザイン (05-09)
グラフィック・デザイン (05-10)
インテリア・デザイン (05-11)
その他 (05-99)

銀行業及び管財

銀行業/銀行管理職 (06-01)
投資アドバイザー(06-02)
投資計画管理職 (06-03)
その他 (06-99)

聖職及びその他宗教関係

全宗教聖職者 (07-01)
宗教教育者(07-02)
聖職者以外の宗教職 (07-03)
その他(07-99)

コンピューター及び情報システム

システム・アナリスト (08-01)
コンピューター・プログラマー (08-02)
コンピューター・ソフト・エンジニア (08-03)
コンピューター・ソフト支援専門職 (08-04)
その他 (08-99)

コミュニケーション/ニュース報道関係

通訳、翻訳者 (09-01)
カメラマン (09-02)
著述家/作家(09-03)
編集者(09-04)
報道記者/通信員 (09-05)
その他 (09-99)

地域及び社会サービス

相談員 (10-01)
ソーシャル・ワーカー(10-02)
その他 (10-99)

建設、修理及びメンテナンス

建設請負 (11-01)
大工及び関連職 (11-02)
配管工及び関連職 (11-03)
電気工及び関連職 (11-04)
その他(11-99)

教育

事務職・大学、専門学校(12-01)
事務職・中学、高校 (12-02)
事務職・小学校 (12-03)
事務職・幼稚園、保育所(12-04)
教員・大学、専門学校(12-05)
教員・中学、高校 (12-06)
教員・小学校 (12-07)
教員・幼稚園、保育所 (12-08)
教員・特殊教育(12-09)
カウンセラー (12-10)
成人識字教育 (12-11)
教員補助(12-12)
訓練、能力開発専門家(12-13)
その他 (12-99)

娯楽及びスポーツ

男優/女優 (13-01)
音楽家/歌手 (13-02)
ラジオ/テレビのアナウンサー (13-03)
プロデューサー/監督 (13-04)
舞踏家/振付け専門家(13-05)
舞台マネージャー(13-06)
舞台セット・デザイナー (13-07)
スポーツ選手 (13-08)
コーチまたはスカウト(13-09)
審判員その他のスポーツ関連役員 (13-10)
その他 (13-99)

食品産業

レストラン経営者(14-01)
シェフ/調理師 (14-02)
食品加工及び食品流通業(14-03)
その他(14-99)

政府

国家公務員/国会議員(15-01)
地方公務員(県)/県議会議員 (15-02)
市町村役所公務員/市町村議会議員 (15-03)
地域/都市計画統率者 (15-04)
郵便局長/郵便局員 (15-05)
国税庁税務関係職員、地方税務署税務関係職員(15-06)
その他 (15-99)

人事関係

人事担当職員(16-01)
労務専門家 (16-02)
その他 (16-99)

保険及び危機管理

保険会社管理職(17-01)
保険代理店 (17-02)
保険業者 (17-03)
危機管理専門家 (17-04)
その他(17-99)

法律

弁護士 (18-01)
裁判官(18-02)
調停員(18-03)
司法書士 又はそれに準ずる(18-04)
その他 (18-99)

管理

会議立案調整担当 (19-01)
非政府組織/団体管理職 (19-02)
その他 (19-99)

製造

企業重役以上(20-01)
工場管理職(20-02)
製造専門家(20-03)
その他 (20-99)

マーケティング及び販売

マーケティング管理職 (21-01)
小売業 (21-02)
卸売り/企業営業 (21-03)
その他 (21-99)

医療/ヘルス・ケア

管理職 (22-01)
歯科医(22-02)
栄養士 (22-03)
救急医療士/パラメディック (22-04)
疫学者 (22-05)
看護婦/看護師 (22-06)
薬剤師(22-07)
医師/外科医(22-08)
心理学者 (22-09)
精神科医 (22-10)
セラピスト(機能訓練士、作業療法士、聴力訓練士 (22-11)
視力検定医/眼鏡屋 (22-12)
獣医(22-13)

その他 (22-99)

軍役(相当する自衛隊職を選ぶ)

陸軍・現役 (23-01)
陸軍・退役(23-02)
海軍・現役 (23-03)
海軍・退役 (23-04)
空軍・現役 (23-05)
空軍・退役 (23-06)
その他 (23-99)

警察など

警察 (24-01)
消防士(24-02)
私立探偵/調査員 (24-03)
その他 (24-99)

不動産

不動産鑑定士 (25-01)
不動産販売(25-02)
不動産開発(25-03)
ビル管理(25-04)
その他 (25-99)

科学、数学及び技術

アクチュアリー(保険計理人)(26-01)
統計士 (26-02)
数学者(26-03)
天文学者 (26-04)
生物学者 (26-05)
化学者(26-06)
地理学者(26-07)
水文学者 (26-08)
微生物学者 (26-09)
その他(26-99)

サービス産業

ドライクリーナー(27-01)
仕立業(27-02)
旅行代理業 (27-03)
ホテル管理 (27-04)
パーソナル・ケア(理髪、スタイリストなど) (27-05)
子供の世話 (27-06)
その他(27-99)

社会科学

文化人類学者 (28-01)
社会学者 (28-02)
歴史家 (28-03)
政治学者 (28-04)
司書(28-05)
古文書学者(28-06)
その他 (28-99)

運輸

航空輸送 (29-01)
道路輸送 (29-02)
鉄道輸送(29-03)
海上輸送(29-04)
その他(29-99)
その他 (ご説明下さい) (99)

Use the following codes to indicate occupational skills.

EXAMPLE: A club member is a university professor. Advise RI of the member's occupational skill by indicating the following code next to the member's name - **12-05 [Teacher-Post secondary.]**

ACCOUNTING AND FINANCIAL SERVICES (01)

CPA/Chartered Accountant – Private Practice (01-01)
CPA/Chartered Accountant–Corporate/Business (01-02)
Auditor (01-03)
Budget Analyst (01-04)
Financial Analyst (01-05)
Stock broker/trader (01-06)
Other (01-99)

ADVERTISING/PUBLIC RELATIONS

Advertising Manager (02-01)
Public Relations Manager (02-02)
Copywriter (02-03)
Placement specialist (02-04)
Other (02-99)

AGRICULTURE, FISHING AND FORESTRY

Farmer/farm management (03-01)
Fishing industry (03-02)
Agroforestry (03-03)
Forest conservation (03-04)
Other (03-99)

ARCHITECTURE AND ENGINEERING

Architects (04-01)
Landscape Architect (04-02)
Agricultural Engineer (04-03)
Aerospace Engineer (04-04)
Chemical Engineer (04-05)
Civil Engineer (04-06)
Electrical Engineer (04-07)
Environmental Engineer (04-08)
Industrial Engineer (04-09)
Mechanical Engineer (04-10)
Mining Engineer (04-11)
Nuclear Engineer (04-12)
Surveyor (04-13)
Other (04-99)

ART AND DESIGN

Art Director (05-01)
Painter (05-02)
Sculptor (05-03)
Ceramicist (05-04)
Illustrator (05-05)
Multi-media artist or animator (05-06)
Commercial and industrial design (05-07)
Fashion design (05-08)
Floral design (05-09)
Graphic design (05-10)
Interior design (05-11)
Other (05-99)

BANKING AND MONEY MANAGEMENT

Banker/bank manager (06-01)
Investment advisor (06-02) Portfolio manager (06-03) Other (06-99)

CLERGY AND OTHER RELIGIOUS

Clergy (07-01)
Religious Educators (07-02)
Lay Religious professionals (07-03)
Other (07-99)

COMPUTER AND INFORMATION SYSTEMS

Systems Analysts (08-01)
Computer Programmers (08-02)
Computer Software engineers (08-03)
Computer Support specialists (08-04)
Other (08-99)

COMMUNICATIONS/NEWS MEDIA

Interpreters and Translators (09-01)
Photographers (09-02)
Writer/Author (09-03)
Editor (09-04)
Reporter/Correspondent (09-05)
Other (09-99)

COMMUNITY AND SOCIAL SERVICES

Counselors (10-01) Social Workers (10-02) Other (10-99)

CONSTRUCTION, REPAIR AND MAINTENANCE

Contractor (11-01)
Carpenter or related occupation (11-02)
Plumber or related occupation (11-03)
Electrician or related occupation (11-04)
Other (11-99)

EDUCATION

Administrator – Post-secondary (12-01)
Administrator – Secondary (12-02)
Administrator – Elementary (12-03)
Administrator – Early Childhood (12-04)
Teacher -- Post-secondary (12-05)
Teacher -- Secondary (12-06)
Teacher – Elementary (12-07)
Teacher – Early Childhood (12-08)
Teacher -- Special Education (12-09)
Counselor (12-10)
Adult Literacy (12-11)
Support staff (12-12)
Training and Development Specialist (12-13)
Other (12-99)

ENTERTAINMENT AND SPORTS

Actor/Actress (13-01)
Musician/Singer (13-02)
Radio/Television Announcer (13-03)
Producer/Director (13-04)
Dancer/choreographer (13-05)
Stage manager (13-06)
Set designer (13-07)
Athlete (13-08)
Coach or scout (13-09)
Umpire, referee, other sport official (13-10)
Other (13-99)

FOOD INDUSTRY

Restaurateur (14-01)
Chef/Cook (14-02)
Food processing and distribution professional (14-03)
Other (14-99)

GOVERNMENT

National/Federal Representative/Legislator (15-01)
State/Province Representative/Legislator (15-02)
Municipal/City Representative/Legislator (15-03)
Community/Urban Planner (15-04)
Postmaster/ Postal Services (15-05)
Tax examiners, collectors and revenue agents (15-06)
Other (15-99)

HUMAN RESOURCES/PERSONNEL MANAGEMENT

Human Resources professional (16-01)
Labor Relations Specialist (16-02)
Other (16-99)

INSURANCE AND RISK MANAGEMENT

Insurance company manager (17-01)
Insurance broker (17-02)
Insurance underwriter (17-03)
Professional Risk Manager (17-04)
Other (17-99)

LEGAL

Lawyer/Barrister/Solicitor (18-01)
Judge/Magistrate (18-02)
Arbitrator, Mediator or Conciliator (18-03)
Paralegal or other support (18-04)
Other (18-99)

MANAGEMENT AND ADMINISTRATION

Meeting or Convention Planner (19-01)
Non-Governmental Organization/ Association manager (19-02)
Other (19-99)

MANUFACTURING

Corporate executive (20-01) Plant manager (20-02) Production specialist (20-03) Other (20-99)

MARKETING AND SALES

Marketing manager (21-01)
Retail sales professional (21-02)
Wholesale/corporate sales professional (21-03)
Other (21-99)

MEDICAL/HEALTH CARE

Administrator (22-01)
Dentist (22-02)
Dietitian (22-03)
Emergency Medical Technician/ Paramedic (22-04)
Epidemiologist (22-05)
Nurse (22-06)
Pharmacist (22-07)
Physician/ Surgeon (22-08)
Psychologist (22-09)
Psychiatrist (22-10)
Therapist, including physical, occupational, audiology (22-11)
Optometrist/Optician (22-12)
Veterinarian (22-13)

Other (22-99)

MILITARY

Army – active (23-01)
Army – retired (23-02)
Navy – active (23-03)
Navy – retired (23-04)
Air Force – active (23-05)
Air Force – retired (23-06)
Other (23-99)

PROTECTIVE SERVICES

Law Enforcement (24-01) Fire Fighter (24-02) Private Investigator (24-03)
Other (24-99)

REAL ESTATE

Appraisers and Assessors (25-01)
Real estate sales (25-02)
Real estate development (25-03)
Building management (25-04)
Other (25-99)

SCIENCE, MATH AND TECHNOLOGY

Actuary (26-01) Statistician (26-02)
Mathematician (26-03) Astronomer (26-04) Biologist (26-05) Chemist (26-06) Geologist (26-07)
Hydrologist (26-08) Microbiologist (26-09) Other (26-99)

SERVICE INDUSTRIES

Dry Cleaner (27-01)
Tailor (27-02)
Travel Agent (27-03)
Hotel Management (27-04)
Personal Care provider (Barber, Stylist, etc) (27-05)
Child Care provider (27-06)
Other (27-99)

SOCIAL SCIENCES

Anthropologist (28-01)
Sociologist (28-02)
Historian (28-03)
Political Scientist (28-04)
Librarian (28-05)
Archivist (28-06)
Other (28-99)

TRANSPORTATION

Air (29-01)
Road (29-02)
Railroad (29-03)
Sea (29-04)
Other (29-99)
Other (Please indicate) (99)

職業分類RI登録状況(クラブ内分類比較)表

計理及び金融業 [ACCOUNTING AND FINANCIAL SERVICES(01)]

01-01 公認会計士・個人業務 [CPA/Chartered Accountant - Private Practice]

01-02 公認会計士・企業/事業所内業務 [CPA/Chartered Accountant-Corporate/Business]

税理士

Tax Service

清水 裕之

代表社員

税理士法人 あおい会計事務所

01-03 会計監査人 [Auditor]

01-04 予算アナリスト [Budget Analyst]

01-05 財務アナリスト [Financial Analyst]

01-06 株式仲買人/証券業 [Stock broker/trader]

証券業

Securities

田畑 勲

支店長

日興コーディアル証券㈱

01-99 その他(計理及び金融業) [Other(ACCOUNTING AND FINANCIAL SERVICES)]

広告/広報関係 [ADVERTISING/PUBLIC RELATIONS]

02-01 広告管理職 [Advertising Manager]

02-02 広報管理職 [Public Relations Manager]

02-03 コピーライター [Copywriter]

02-04 広報関係専門家 [Placement specialist]

02-99 その他(広告/広報関係) [Other(ADVERTISING/PUBLIC RELATIONS)]

農業、漁業、林業 [AGRICULTURE,FISHING AND FORESTRY]

03-01 農業従事者/農場管理者 [Farmer/farm management]

03-02 漁業 [Fishing industry]

03-03 農林業 [Agroforestry]

03-04 森林保全 [Forest conservation]

03-99 その他(農業、漁業、林業) [Other(AGRICULTURE,FISHING AND FORESTRY)]

建築及びエンジニアリング [ARCHITECTURE AND ENGINEERING]

04-01 建築 [Architects]

建築材料

Building Material

代々木 和男

代表取締役

(有)代々木商店

04-02 造園 [Landscape Architect]

04-03 農業エンジニア [Agricultural Engineer]

04-04 航空宇宙エンジニア [Aerospace Engineer]

04-05 化学エンジニア [Chemical Engineer]

粉体塗装

Resinate Coat

04-06 土木エンジニア [Civil Engineer]

04-07 電気エンジニア [Electrical Engineer]

電子試験機

Electronic Tester

河淵 雄

代表取締役

新電子工業㈱

04-08 環境学エンジニア [Environmental Engineer]

04-09 生産管理エンジニア [Industrial Engineer]

建設機械

Constraction Machinery

山下 栄蔵

代表取締役会長

山下工業㈱

04-10 機械エンジニア [Mechanical Engineer]

04-11 鉱山工学エンジニア [Mining Engineer]

04-12 原子力エンジニア [Nuclear Engineer]

04-13 測量技師 [Surveyor]

04-99 その他(建築及びエンジニアリング) [Other(ARCHITECTURE AND ENGINEERING)]

アート及びデザイン [ART AND DESIGN]

05-01 アート監督 [Art Director]			
05-02 画家 [Painter]			
05-03 彫刻家 [Sculptor]			
05-04 陶芸家 [Ceramicist]			
05-05 イラストレーター [Illustrator]			
05-06 マルチ・メディア・アーティスト/アニメーション製作者 [Multi-media artist or animator]			
05-07 コマーシャル及びインダストリアル・デザイン [Commercial and industrial design]			
05-08 ファッション・デザイン [Fashion design]			
05-09 フラワー・デザイン [Floral design]			
05-10 グラフィック・デザイン [Graphic design]			
05-11 インテリア・デザイン [Interior design]			
05-99 その他(アート及びデザイン) [Other(ART AND DESIGN)]			
	看板広告	高嶋 淳二	代表取締役
	Advertising Service	横浜標識㈱	
銀行業及び管財 [BANKING AND MONEY MANAGEMENT]			
06-01 銀行業/銀行管理職 [Banker/bank manager]			
	地方銀行(金融業)	石山 一	支店長
	Local Banking	横浜銀行	
06-02 投資アドバイザー [Investment advisor]			
06-03 投資計画管理職 [Portfolio manager]			
06-99 その他(銀行業及び管財) [Other(BANKING AND MONEY MANAGEMENT)]			
	地域工業団体	餅田 実	嘱託
	Industrial Service	㈱横浜北工業会	
聖職及びその他宗教関係 [CLERGY AND OTHER RELIGIOUS]			
07-01 全宗教聖職者 [Clergy]			
	仏教	齊藤 清紀	住職
	Buddhism	(宗)福聚院	
07-02 宗教教育者 [Religious Educators]			
07-03 聖職者以外の宗教職 [Lay Religious professionals]			
07-99 その他(聖職及びその他宗教関係) [Other(CLERGY AND OTHER RELIGIOUS)]			
コンピューター及び情報システム [COMPUTER AND INFORMATION SYSTEMS]			
08-01 システム・アナリスト [Systems Analysts]			
08-02 コンピューター・プログラマー [Computer Programmers]			
08-03 コンピューター・ソフト・エンジニア [Computer software engineers]			
08-04 コンピューター・ソフト支援専門職 [Computer support specialists]			
08-99 その他 [Other(COMPUTER AND INFORMATION SYSTEMS)]			
	私塾(経営相談)		
	Praivate School		
コミュニケーション/ニュース報道関係 [COMMUNICATIONS/NEWS MEDIA]			
09-01 通訳、翻訳者 [Interpreters and Translators]			
09-02 カメラマン [Photographers]			
09-03 著述家/作家 [Writer/Author]			
09-04 編集者 [Editor]			
09-05 報道記者/通信員 [Reporter/Correspondent]			
09-99 その他(コミュニケーション/ニュース報道関係) [Other(COMMUNICATIONS/NEWS MEDIA)]			
地域及び社会サービス [COMMUNITY AND SOCIAL SERVICES]			
10-01 相談員 [Counselors]			
10-02 ソーシャル・ワーカー [Social Workers]			

10-99 その他(地域及び社会サービス) [Other(COMMUNITY AND SOCIAL SERVICES)]			
葬祭業		下中 英輝	代表取締役
Mortician		(有)FTS	
建設、修理及びメンテナンス [CONSTRUCTION,REPAIR AND MAINTENANCE]			
11-01 建設請負 [Contractor]			
鉄道建設		森 宏	相談役
Railroad Construction		森建設(株)	
推進工事		長根 信康	代表取締役
Watersupply & Disposal Construction		(株)ナガネ	
11-02 大工及び関連職 [Carpenter or related occupation]			
11-03 配管工及び関連職 [Plumber or related occupation]			
11-04 電気工及び関連職 [Electrician or related occupation]			
設備工事		村松 勇治	代表取締役
Equipment Construction		(株)ジェス	
電気工事		岡部 忠仁	代表取締役
		(株)日動電設	
11-99 その他(建設、修理及びメンテナンス) [Other(CONSTRUCTION,REPAIR AND MAINTENANCE)]			
教育 [EDUCATION]			
12-01 事務職・大学、専門学校 [Administrator - Post-secondary]			
12-02 事務職・中学、高校 [Administrator - Secondary]			
12-03 事務職・小学校 [Administrator - Elementary]			
12-04 事務職・幼稚園、保育所 [Administrator - Early Childhood]			
12-05 教員-大学、専門学校 [Teacher -- Post-secondary]			
大学(大学教授)		江田 憲司	教授
College(Admistration Plicy)		桐蔭横浜大学(行政学)	
12-06 教員-中学、高校 [Teacher -- Secondary]			
12-07 教員・小学校 [Teacher - Elementary]			
12-08 教員・幼稚園、保育所 [Teacher - Early Childhood]			
12-09 教員-特殊教育 [Teacher -- Special Education]			
12-10 カウンセラー [Counselor]			
12-11 成人識字教育 [Adult Literacy]			
12-12 教員補助 [Support staff]			
12-13 訓練、能力開発専門家 [Training and Development Specialist]			
12-99 その他(教育) [Other(EDUCATION)]			
大学・高校・中学(高等学校)			
University,High School,Junior High School			
娯楽及びスポーツ [ENTERTAINMENT AND SPORTS]			
13-01 男優/女優 [Actor/Actress]			
13-02 音楽家/歌手 [Musician/Singer]			
13-03 ラジオ/テレビのアナウンサー [Radio/Television Announcer]			
13-04 プロデューサー/監督 [Producer/Director]			
13-05 舞踏家/振付け専門家 [Dancer/choreographer]			
13-06 舞台マネージャー [Stage manager]			
13-07 舞台セット・デザイナー [Set designer]			
13-08 スポーツ選手 [Athlete]			
13-09 コーチまたはスカウト [Coach or scout]			
13-10 審判員その他のスポーツ関連役員 [Umpire,referee,Other sport official]			
13-99 その他(娯楽及びスポーツ) [Other(ENTERTAINMENT AND SPORTS)]			

職業分類RI登録状況(クラブ内分類比較)表

食品産業 [FOOD INDUSTRY]			
14-01	レストラン経営者 [Restaurateur]		
14-02	シェフ/調理師 [Chef/cook]		
14-03	食品加工及び食品流通業 [Food processing and distribution professional]		
14-99	その他(食品産業) [Other(FOOD INDUSTRY)]		
政府 [GOVERNMENT]			
15-01	国家公務員/国会議員 [National/Federal Representative/Legislator]		
	国会議員		
15-02	地方公務員(県)/県議会議員 [State/Province Representative/Legislator]		
	県議会議員	石川 輝久	神奈川県議会議員
		神奈川県議会	
	警備保障		
	Security & Guard Service		
15-03	市町村役所公務員/市町村議会議員 [Municipal/City Representative/Legislator]		
	市議会議員	高橋 正治	横浜市議会議員
		横浜市議会	
15-04	地域/都市計画統率者 [Community/Urban Planner]		
15-05	郵便局長/郵便局員 [Postmaster/Postal Services]		
15-06	国税庁税務関係職員、地方税務署税務関係職員 [Tax examiners, collectors and revenue agents]		
15-99	その他(政府) [Other(GOVERNMENT)]		
人事関係 [HUMAN RESOURCES/PERSONNEL MANAGEMENT]			
16-01	人事担当職員 [Human Resources professional]		
16-02	労務専門家 [Labor Relations Specialist]		
	社会保険労務士	若山 誉	代表
	H.R.Consultant	若山社会保険労務士事務所	
16-99	その他(人事関係) [Other(HUMAN RESOURCES/PERSONNEL MANAGEMENT)]		
保険及び危機管理 [INSURANCE AND RISK MANAGEMENT]			
17-01	保険会社管理職 [Insurance company manager]		
17-02	保険代理店 [Insurance broker]		
	損害保険	小泉 豊	専務取締役
		(有)ライフクリエイト	
17-03	保険業者 [Insurance underwriter]		
	保険代理業(保険代理店)	北原 弘文	ファイナンシャルプランナー
	Insurance Agency	ソニー生命保険㈱	
17-04	危機管理専門家 [Professional Risk Manager]		
17-99	その他 [Other(INSURANCE AND RISK MANAGEMENT)]		
法律 [LEGAL]			
18-01	弁護士 [Lawyer/Barrister/Solicitor]		
18-02	裁判官 [Judge/Magistrate]		
18-03	調停員 [Arbitrator, Mediator or Conciliator]		
18-04	司法書士又はそれに準ずる [Paralegal or other support]		
	ビジネスサービス	材本 好史	所長
	Business Services	ざいもと法務事務所	
18-99	その他(法律) [Other(LEGAL)]		
管理 [MANAGEMENT AND ADMINISTRATION]			
19-01	会議立案調整担当 [Meeting or Convention Planner]		
19-02	非政府組織/団体管理職 [Non-Governmental Organization/Association manager]		

職業分類RI登録状況(クラブ内分類比較)表

19-99 その他(管理) [Other(MANAGEMENT AND ADMINISTRATION)]			
製造 [MANUFACTURING]			
20-01 企業重役以上 [Corporate executive]			
銃器及び火薬(銃器製造)	岡本 健	代表取締役	
Fire Arms	(株)ミロク精機製作所		
非鉄金属製錬	鶴岡 武	代表取締役	
Nonferrous Metals Refining	アジア物性材料(株)		
送風機製造	武藤 泰典	代表取締役	
Blower Mfg	(株)武藤電機		
保安機器・錠前(防犯商品製造)	加藤 海士郎	代表取締役社長	
Security Apparatus	日本カバ(株)		
20-02 工場管理職 [Plant manager]			
20-03 製造専門家 [Production specialist]			
20-99 その他(製造) [Other(MANUFACTURING)]			
マーケティング及び販売 [MARKETING AND SALES]			
21-01 マーケティング管理職 [Marketing manager]			
21-02 小売業 [Retail sales professional]			
家具室内装飾	森 一誠	代表取締役	
Upholstering	(有)宮地		
自動車販売	溝口 貴之	代表取締役	
Automobile Dealers	(株)カードッグ		
21-03 卸売り/企業営業 [Wholesale/corporate sales professional]			
21-99 その他(マーケティング及び販売) [Other(MARKETING AND SALES)]			
医療/ヘルス・ケア [MEDICAL/HEALTH CARE]			
22-01 管理職 [Administrator]			
病院	大地 哲郎	副理事長	
Hospital	横浜新緑総合病院		
22-02 歯科医 [Dentist]			
歯科医	加藤 喜夫	院長	
Dentist	「愛誠」歯科		
22-03 栄養士 [Dietitian]			
22-04 救急医療士/パラメディック [Emergency Medical Technician/Paramedic]			
22-05 疫学者 [Epidemiologist]			
22-06 看護婦/看護師 [Nurse]			
22-07 薬剤師 [Pharmacist]			
調剤薬局	大野 富生	代表取締役	
	(株)さなえ		
22-08 医師/外科医 [Physician/Surgeon]			
眼科医	藤津 均	院長	
Ophthalmologist	フジ眼科・歯科クリニック		
22-09 心理学者 [Psychologist]			
22-10 精神科医 [Psychiatrist]			
22-11 セラピスト(機能訓練士、作業療法士、聴力訓練士 [Therapist,including physical,occupational,audiology]			
22-12 視力検定医/眼鏡屋 [Optometrist/Optician]			
22-13 獣医 [Veterinarian]			
22-99 その他(医療/ヘルス・ケア) [Other(MEDICAL/HEALTH CARE)]			
産婦人科医	脇田 幸一	院長	
Obsterician And Gynecologist	ワキタ産婦人科医院		

軍役(相当する自衛隊職を選ぶ) [MILITARY]

23-01	陸軍・現役 [Army - active]
23-02	陸軍・退役 [Army - retired]
23-03	海軍・現役 [Navy - active]
23-04	海軍・退役 [Navy - retired]
23-05	空軍・現役 [Air Force - active]
23-06	空軍・退役 [Air Force - retired]
23-99	その他(軍役(相当する自衛隊職を選ぶ)) [Other(MILITARY)]

警察など [PROTECTIVE SERVICES]

24-01	警察 [Law Enforcement]
24-02	消防士 [Fire Fighter]
24-03	私立探偵/調査員 [Private Investigator]
24-99	その他(警察など) [Other(PROTECTIVE SERVICES)]

不動産 [REAL ESTATE]

24-03	私立探偵/調査員 [Private Investigator]		
25-02	不動産販売 [Real estate sales]		
	不動産賃貸(不動産貸付業)	田中 孝	代表
	Real Estate Renting	亀長	
25-03	不動産開発 [Real estate development]		
	不動産業	土志田 猛	代表取締役
	Real Estate Agency	(株)岩本不動産商会	
25-04	ビル管理 [Building management]		
	ビル賃貸	遠藤 一典	相談役
	Building Renting	(有)藤栄	
25-99	その他(不動産) [Other(REAL ESTATE)]		
	土地賃貸	齋藤 好貴	代表取締役
	Proprietary Renting	(株)八廣	

科学、数学及び技術 [SCIENCE,MATH AND TECHNOLOGY]

26-01	アクチュアリー(保険計理人) [Actuary]
26-02	統計士 [Statistician]
26-03	数学者 [Mathematician]
26-04	天文学者 [Astronomer]
26-05	生物学者 [Biologist]
26-06	化学者 [Chemist]
26-07	地理学者 [Geologist]
26-08	水文学者 [Hydrologist]
26-09	微生物学者 [Microbiologist]
26-99	その他(科学、数学及び技術) [Other(SCIENCE,MATH AND TECHNOLOGY)]

サービス産業 [SERVICE INDUSTRIES]

27-01	ドライクリーナー [Dry Cleaner]		
27-02	仕立業 [Tailor]		
27-03	旅行代理業 [Travel Agent]		
27-04	ホテル管理 [Hotel Management]		
	ホテル	濱田 茂	代表取締役
	Hotel	(株)パストラル	
27-05	パーソナル・ケア(理髪、スタイリストなど) [Personal Care provider(Barber,Stylist,etc)]		
	理容(理・美容業)	天野 正昭	代表取締役
	Barber	(有)企画室ゴン	

職業分類			
職業分類(日本語)			
クラブ内職業分類		職業分類(英語)	
クラブ内職業分類(英語表記)		職業分類(英語)	
27-06 子供の世話 [Child care provider]			
27-99 その他(サービス産業) [Other(SERVICE INDUSTRIES)]			
自動車整備業		露木 健造	代表取締役
Automobile Repairing		(株)霧が丘ガレージ	
社会科学 [SOCIAL SCIENCES]			
28-01 文化人類学者 [Anthropologist]			
28-02 社会学者 [Sociologist]			
28-03 歴史家 [Historian]			
28-04 政治学者 [Political Scientist]			
28-05 司書 [Librarian]			
28-06 古文書学者 [Archivist]			
28-99 その他(社会科学) [Other(SOCIAL SCIENCES)]			
運輸 [TRANSPORTATION]			
29-01 航空輸送 [Air]			
29-02 道路輸送 [Road]			
貨物自動車輸送		河原 裕典	代表取締役
Motor Freight Transportation		(株)横浜ドリームライン	
29-03 鉄道輸送 [Rail road]			
29-04 海上輸送 [Sea]			
29-99 その他(運輸) [Other(TRANSPORTATION)]			
その他(99) [Other(99)]			

親睦活動委員会活動報告

委員長：露 木 健 造

副委員長：加 藤 海士郎

活動期間 2007 年 7 月～2008 年 6 月

2007 年 08 月 29 日(水)

夜間移動例会 ペペローニイタリアンレストラン(緑区十日市場町)

参加会員21名 ゲスト ファン君(米山留学生)平川さん、事務局谷口さん

2007 年 10 月 11 日(木)

第1回親睦ゴルフコンペ ロッテ皆吉台(千葉県)優勝加藤喜夫

参加会員17名 会員奥様2名参加 パーティー会場ゴルフ場にて

2007 年 10 月 31 日(水)

夜間移動例会 キリン横浜ビアビレッジ「スプリングバレー」

横浜市鶴見区生麦 参加会員26名 職業奉仕委員会と共同開催

マイクロバスにて移動 事務局谷口さん出席

2007 年 11 月 29 日(木)

4クラブ合同ゴルフコンペ参加

レインボーカントリークラブにて開催 会員7名参加

2007 年 12 月 06 日(木)

第2回親睦ゴルフコンペ 平塚富士見 優勝 鶴岡 武

参加会員15名 会員奥様2名参加

パーティー会場 日本料理米宗にて忘年会を兼ねて開催

2007 年 12 月 19 日(水)

クリスマス家族例会 新横浜国際ホテル南館にて開催

参加会員24名 会員奥様6名参加 事務局谷口さん参加

マジックショー・薩摩琵琶演奏及びクリスマスプレゼントをクジにて配布

2008 年 1 月 30 日(水)

夜間移動例会 日本大漁物語きじま新横浜店

参加会員20名 ゲスト ファン君(米山留学生)

2008 年 3 月 26 日(水)

春の家族例会 木かげ茶屋

参加会員27名 家族7名事務局谷口さんゲスト2名千葉緑ロータリークラブ会員

2008 年 4 月 3 日(木)

第3回親睦ゴルフコンペ 横浜カントリークラブ 桜満開、晴天に恵まれる

優勝者 長根信康 幹事

2008 年6月12日 期末懇親、移動例会 熱海聚楽ホテル 参加会員27名

同時開催 第4回親睦ゴルフコンペ 西熱海ゴルフ場にて荒天、雨決行

優勝者 大地哲郎 会長

雑誌委員会活動報告

委員長：下 中 英 輝

副委員長：代々木 和 男

雑誌委員長を仰せつかり「ロータリーの友」をじっくり読むことができましたが、毎月、第一例会であり内容について紹介をすることができず、皆様には申し訳なく思います。会長、幹事や又会員の方々に助けていただきありがとうございました。「ロータリーの友」を会社に置いたところ、社員から質問を受けロータリーの活動を理解してくれた事が良かったと思います。

これからもしっかり目を通していくよう心がけます。1年間、皆様方のご協力を感謝申し上げ活動報告と致します。

クラブ会報委員会活動報告

委員長：加 藤 海士郎

副委員長：材 本 好 史

活動目標に掲げた活動実績の明確な伝達、奉仕活動の実績報告、更には IR 情報誌からの各海外 RC の奉仕活動実績を日本語への翻訳を行いクラブ会員への伝達を実行した。各計画目標に従って行動実績を下記の通り報告する。

- ① 会報誌のデザインを一新させ会員が理解しやすく、購読しやすく配慮した。
- ② 海外 RC の社会奉仕活動情報を毎週“The Rotarian”から記事を抜粋翻訳し会員諸氏への伝達を行い奉仕活動の重要性を訴えた。
- ③ パスト会長報告で「見識と理性」に富んだ発表文を“一口メモ”欄を設け伝達する計画であったが残念ながら実行出来なかった。今後の会報委員会が継承して頂ければ幸甚である。
- ④ 卓話内容を毎週記載し各会員への伝達は計画通り行う事が出来た。
- ⑤ 各会員企業情報欄の設置は基本的には難しく、また各会員全体への情報伝達としては好ましくなく断念した。しかし親睦会などの席上にて個別的情報の交換が行われる実態を尊重したと思う。
- ⑥ メーキャップ実行者からの報告内容を会報に掲載し各 RC の状況報告は各会員諸氏へ伝達できた。
- ⑦ “こぼれ話”欄の設置は定期的に行う事が出来なかったが会長報告、幹事報告更には雑誌委員会からの報告内容で網羅されている内容があり“こぼれ話”欄の設置は必要ないと判断したい。

会報委員会の業務内容推進に対し各会員からのご協力とご指導に対し心からお礼申し上げたい。今後の会報誌の内容からヒント抜粋し目標立案と実行に繋げる事が出来れば会報誌の価値観はさらに高まるものと思われる。一年間有難うございました。

会員選考委員会活動報告

委員長：藤 津 均
副委員長：村 松 勇 治

入会希望者を、審査し、その結果を関連委員会に連絡し入会を勧めた。

私見ですが、会員数も50人前後の当時に比べ、会員数も少なく組織もコンパクトにすることは、すすめたい。職業分類・会員選考・会員増強をひとつとしては、どうでしょう。

会員増強委員会活動報告

委員長：村 松 勇 治
副委員長：鶴 岡 武

年初に大地会長から、会員増強の大風呂敷を掲げ、

- ① パスト会長グループ
- ② 入会5年以上グループ
- ③ 入会5年未満の3グループ

で、目標を掲げ紹介競争を提案され、忠実に実行致しました。

結果は、意識づけのフォーラムや例会での確認など過去に無い程の成果が生まれました。

年初 34名
入会 9名
退会 3名
年度末 40名

RI会長賞も受賞させて頂き、成功の大風呂敷だったと感謝致します。

プログラム委員会活動報告

委員長：高 嶋 淳 二
副委員長：露 木 健 造

プログラム委員会は“ロータリーは分かちあいの心”をモットーに、当ロータリーの活動について、クラブの独自性も反映させながら、奉仕活動、親睦活動等を実施してまいりました。この結果多数のクラブ外の卓話者をお招きすることが出来たことは、プログラム委員会3名の“分かちあいの心”による真摯な活動の賜物と思います。

さて、各プログラムの実施に当っては、会長、幹事、理事会はじめクラブ各員のご意見・ご指導に基づき運営を行ってまいりました。

詳細は添付の「2007年～2008年度活動報告」にてご案内とさせていただきます。

2007年～2008年度活動報告（上期 7月～12月）

作成日：2008(平成20)年6月30日

月間		会員増強 拡大月間	新世代月間	職業奉仕月間 米山月間	ロータリー財団月間 世界インターアクト月間	家族月間
第一週	4日	1日	5日	3日	7日	5日
	会長/幹事新任挨拶	クラブフォーラム	クラブフォーラム	クラブフォーラム	クラブフォーラム	クラブフォーラム
	会長:大地 哲郎 幹事:長根 信康	"40周年記念行事について" 大地会長・長根幹事	"出席について" (出席委員長) 森 宏	"青少年奉仕活動 について" 青少年奉仕委員長	"ロータリー財団について" ロータリー財団委員長 森 一誠	"社会奉仕状況報告" 社会奉仕委員長 河原 裕典
	(第1回理事会)	(第2回理事会)	(第3回理事会)	(第4回理事会)	(第5回理事会)	(第6回理事会)
第二週	11日	8日	12日	10日	14日	12日
	新年度活動計画発表	卓話	卓話	卓話	卓話	卓話
	(クラブ管理・運営委員長) 北原 弘文 (会計) 濱田 茂 (国際奉仕委員長) ※※※ ※※※	亀ヶ谷邦博ガバナー 公式訪問	"ITについて" IT委員長 濱田 茂	"米山について" 米山奨学委員長 鶴岡 武	新会員イニシエーション 三浦 保	"プログラム委員会状況報告" プログラム委員長 高嶋 淳二
第三週	18日	15日	19日	17日	21日	19日
	新年度活動計画発表	夏期休暇	卓話	卓話	卓話	移動例会
	(職業奉仕委員長) 天野 正昭 (社会奉仕委員長) 河原 裕典		新会員イニシエーション 材本 好史 石山 一	"国際奉仕状況報告" 国際奉仕委員長 武藤 泰典	"職業奉仕活動について" 職業奉仕委員長 天野 正昭	クリスマス家族会 新横浜国際ホテル
第四週	25日	22日	26日	24日	28日	26日
	クラブアサンプリ	卓話	クラブフォーラム	見学会	クラブフォーラム	年末休暇
	"ガバナー補佐来訪" 名取 邦亨ガバナー補佐	"会員増強について" 会員増強委員長 村松 勇治	"会員選考について" 会員選考委員長 藤津 均	新会員イニシエーション 田畑 勲	"職業奉仕活動について" 職業奉仕委員長 天野 正昭	
	クラブ協議会					
第五週		29日		31日		
		夜間移動例会		夜間移動例会		
		ベペローニ		"職場見学" 職業奉仕委員会主催 "生麦事件参考館" 移動例会 "スプリングバレー" (キリン横浜ビアビレッジ)		
地区行事	①地区役員・ガバナー補佐・地区委員長・委員合同会議7/4 ②地区拡大増強セミナー7/10 ③地区R情報・広報・ITセミナー(含 規定審議会報告)7/17	①G公式訪問 8/8 ③クラブ新世代育成委員長会議 8/21 ④米山奨学委員長会議 米山カウンセラー研修会 8/23	①地区R財団ゼミ 9/13 ②職業委員長会議 9/21 ③地区大会チャリティダンス 新横浜国際ホテル 9/28	①入会3年未満のロータリーアンのための情報セミナー 10/30 ②国際奉仕委員長会議 10/12 ③クラブ管理運営委員長会議 10/25 ④地区大会チャリティゴルフ 10/22	①選考委員長会議 11/9 ②地区大会 バンフィ横浜会議センター 11/17-11/18 ③社会奉仕委員長会議 11/27	
クラブ行事・その他	①G補佐来訪 7/25 ②ゴルフ/野球 同好会総会 ③緑区チャリティゴルフ 7/12	①ガバナー公式訪問 8/8		①緑区民祭 ②10/31職場見学 ③クラブゴルフ 皆吉台CC	①次年度理事役員指名 ②11/10 緑RC親睦野球定期戦及び懇親会 ③11/29 クラブ合同ゴルフコンペ レインボーCC	①クリスマス家族会 ②クラブゴルフ 12/6 平塚富士見CC

	ロータリー 理解推進月間	世界理解月間	国際奉仕向上月間 世界ローターアクト週間	雑談月間		ロータリー 親睦活動月間
第一週	2日	6日	5日	2日	7日	4日
	年始休日	卓話	卓話	クラブフォーラム	卓話	クラブフォーラム
		横浜市緑区長 牧野和敏 (第8回理事会)	新会員イニシエーション 小泉会員 岡部会員 (第9回理事会)	"雑誌月間について" 雑誌委員長 下中 英輝 (第10回理事会)	"神奈川県政動向" 神奈川県会議員 石川 輝久会員 (第11回理事会)	"年次計画について" 会長エレクト 河瀬 雄 (第12回理事会) 次年度合同理事会
第二週	9日	13日	12日	9日	14日	12日
	会長/幹事年賀挨拶	卓話	卓話	卓話	クラブフォーラム	期末懇親会
	会長:大地 哲郎 幹事:長根 信康 (第7回理事会)	"日向野の結婚" 田辺 とおる	"スポーツを通じてモノの 考え方を伝えたい" 桑田 泉	新会員イニシエーション 清水 会員	"国際奉仕について" 国際奉仕委員長 武藤 泰典	期末懇親会: 6/12(1泊) 月の栖(ツキノスミカ) 期末親睦ゴルフ: 6/12 西熱海GC
第三週	16日	20日	19日	16日	21日	18日
	クラブフォーラム	卓話	卓話	卓話	クラブフォーラム	1年を省みて
	"プログラムについて" プログラム委員長 高嶋 淳二	横浜市緑警察署 江畑 四雄	"留学生支援体制" 東京工業大学 総合理工学研究科 加ノマイケル工学専攻 香川利春教授	"よこはまはG30への取 組" 横浜市都筑区長 大槻 哲夫	"40周年記念行事"	(四大奉仕委員長報告) 北原クラブ管理運営委員 長 河原社会奉仕委員長 武藤国際奉仕委員長
第四週	23日→22日に変更	27日	26日	23日	28日	25日
	5クラブ合同例会	卓話	春の家族会	クラブフォーラム	卓話	会長/幹事期末挨拶
	5クラブ合同例会 あざみRC主管 新横浜国際ホテル 18:30点鐘	横浜市青葉区長 細谷 延	春の家族会 木かけ茶屋18:30点鐘	"クラブ細則他"	"あったらいいな！を仕 事にしよう～" テリミュージック 代表テリー保谷	(四大奉仕委員長報告) 天野職業奉仕委員長 (期末挨拶) 会長:大地 哲郎 幹事:長根 信康
第五週	30日			30日		
	夜間移動例会			休会		
	新横浜プリンスホテル内 日本料理店18:30点鐘			(定款5条1節適用)		
地区行事	①国際協議会 サンディエゴ 1/13-20	①RI創立記念日 2/23 ②第4・5グループLM 新横浜国際ホテル 2/16	①会長エレクト研修会 3/7-8	①地区協議会4/6 武蔵工業大学 横浜キャンパス 12:30～		①国際大会 ロサンゼルス 6/15-18
	①5クラブ合同例会 1/22 新横浜国際ホテル	②クラブ創立記念日 (2/28)		①クラブゴルフ4/3 横浜カントリークラブ ②次年度委員長会議4/24	①香港南RC訪問5/21-23	①期末懇親会 月の栖(つきのすみか) ②クラブゴルフ6/12 西熱海GC
クラブ行事・その他						

ロータリー情報委員会活動報告

委員長：脇 田 幸 一

副委員長：河 淵 雄

- ① ロータリーの綱領と原則について会員にその知識を得られるように情報を伝えるように努めた。とくに新会員にはかなり初歩的なことから教えてあげるように努めた。
- ② 細則の変更があったので自分で十分にこれを理解し、会員に説明するように努めた。

広報委員会活動報告

委員長：餅 田 実

副委員長：齊 藤 清 紀

活動計画の遂行のため、齊藤清紀会員と齊藤晃会員と協力して努力してまいりましたが、効果的な活動ができなかったことを反省しております。

従来に続きタウンニュース誌などに会長就任挨拶、クラブ事業、会員活動を記事紹介していただく一方、地区行政等への行事参加・地域行事への交流に目を向けてまいりました。

そして本年は、国際ロータリー第 2590 地区のコンプライアンス宣言の共同ポスターを会員に配布し、各事業所などに掲示させて頂き、ロータリアンの活動の周知を図りました。

また、当会は 9 名の新会員を迎えることができ、まことにしあわせでした。

このことは、会員の真摯なクラブ活動への参加協力が何ものの広報にも勝ることを認識されたと思い、会員の協力に、深い敬意を表するものであります。

クラブ IT 推進委員会活動報告

委員長：濱 田 茂

副委員長：下 中 英 輝

委 員：

今期は特に IT に関しては、大きな取り組みはしませんでした。当クラブでは、メールの活用、ホームページもあり、特に ITIT という事は意識しないで自然に各会員が利用しております。只、計画書にも書きましたが、IT に関する有意義な情報を発信出来なかった事が反省する点です。

職 業 奉 仕 委 員 会

職業奉仕委員会活動報告

委員長：天 野 正 昭

副委員長：石 川 輝 久

職場見学会の実施

2007年10月31日に「生麦事件参考館」を作った「浅海武夫さん」の参考館を訪問し職場見学会を実施いたしました。文久2年(1862)8月21日に起きた「生麦事件」を契機として薩摩藩及び、その後の日本が本格的な開国へと変わる激動の事件だったのだと改めて知ることとなりました。さらに浅海武夫さんの面白く分かりやすい解説が過去の歴史に思いを馳せらせ充実した時間を過ごすことができました。また露木親睦委員長の協力もあり夜間移動例会も当日行われ意味ある一日となりました。

社 会 奉 仕 委 員 会

社会奉仕委員会活動報告

委員長：河 原 裕 典

副委員長：田 中 孝

社会奉仕活動は地域におけるさまざまな問題、環境保全、人間尊重、地域発展等、我々ロータリアンだけでなく、地域住民にも関心を持ってもらえるような奉仕活動を行うということで緑区民祭に参加し、毎年行っている子供動物園を開催しました。

今年度は、桐蔭学園の大学生に多数参加していただき、天候にも恵まれ区民の方々と楽しい一日を過ごせました。

又、霧が丘中学校では青山スクールの学生さんを迎えてのスピーチ大会では、例年より50名も多く学生さんに参加していただき、中学生と年齢を超え、各国の文化、言葉等、活発に意見交換が出来、ゲームなどを行い素晴らしい時間を過ごせました。

このところ青少年の犯罪を見ても普通の子供が突然として重大な事件を起こしている事が絶えません。心豊かな青年を育てるということにもこの海外の留学生との交流会は今後ともクラブとして、続けていくべきではないかと思います。

一年間皆様のご協力に感謝致します。

環境保全委員会活動報告

委員長：江 田 憲 司

副委員長：石 山 一

我がロータリークラブとして、環境問題全般についての知識を深めるとともに、各人が独自に温室効果ガス削減(節電、ごみ分別、アイドリングストップ等)に向けて行動することを促した。

新世代育成委員会活動報告

委員長：石 川 輝 久

副委員長：藤 津 均

私たち委員会は、心豊かな青年を育てる・幅広く社会に貢献できる・世界的視野が出来る青年の育成のために次の事業を行いました。

- 1) 毎年恒例の霧が丘中学において海外の留字生との交流会を開催。

インターアクト委員会活動報告

委員長：田 中 孝

副委員長：遠 藤 一 典

本年度も提唱クラブである 桐蔭学園高等部 I.A.C. と協力して、下記の活動を行った。

(1) インターアクト海外研修旅行(8月24日―28日、シンガポール)に、顧問の田中實先生と生徒2名が参加。横浜緑 RC はこれを支援。

研修の内容は、11月7日に横浜緑 RC の例会で、1月20日に地区の IAC 年次大会で、報告された。

(2) 9月23―24日に開催された桐蔭学園の学園祭にて桐蔭学園高等部 IAC がバザーを開き、横浜緑 RC は出品協力した。

その売上金は交通事故遺児の会に寄託された。

(3) 10月21日に開催された横浜市緑区の区民祭にて横浜緑 RC は子供移動動物園を開いた。

桐蔭学園からは26名の参加協力を得た。

このほか、地区 IA 主催による インターアクト サマーミーティング(7月30日、於川崎市市役所他)、インターアクト年次大会(1月20日、於公文国際学園)等のインターアクト活動に参加した。

横浜緑 RC の会員の方々には、バザーの出品協力など、いろいろご協力、ご支援頂き、有難う御座いました。

国 際 奉 仕 委 員 会

国際奉仕委員会活動報告

委員長：武 藤 泰 典

副委員長：森 一 誠

会員の皆様には、ロータリー財団と米山記念奨学会への寄付をしていただき、ありがとうございました。

今年度計画いたしました香港南RCへの訪問は、残念ながら実施できませんでしたが、らい病村への支援金は送金いたしました。今後の、香港南RCとの姉妹提携に関しましては、次年度の理事会で検討していただくことになっております。

また、千葉緑RCの皆さんにお世話になりながら、済州RCの創立45周年記念例会に参加し、交流を深めてまいりました。

会長、幹事はじめ、会員の皆様には、大変ご迷惑をおかけしたと思いますが、何とか一年間、無事に過ごすことができました。会員皆様方のご協力に感謝いたしますと共に御礼申し上げます。ありがとうございました。

ロータリー財団委員会活動報告

委員長：森 一 誠

副委員長：山 下 栄 蔵

本年度のロータリー財団の使命で有ります会員の寄付100ドルとベネファクターである、米貨 1,000 ドルも会長、幹事の協力で出来ました。ロータリー財団はロータリーの基幹である事を実感致しました。会員の皆様も勉強して奉仕活動を拡大するために、勉強して頂きたいと思います。個人の力には、おのずと限界が有ります。会員各位がロータリー財団を良く知り活用出来る事を願望します。

米山奨学委員会活動報告

委員長： 鶴 岡 武
副委員長： 岡 本 健

当年度、米山奨学生として、ラオス出身、ファンカムセン、チャンラタン君の支援をし、斉藤清紀会員がカウンセラーとして面倒をみ、無事東京工大大学院を卒業、静岡県の矢崎総業㈱に就職出来ました。将来、自国の支店で活躍する計画です。

次に、寄付額は今期を終り下記の通りです。

創立からの累計

普通 5,685,500 円(内 大地年度 177.500 円)

特別 27,016,905 円(内 大地年度 740.905 円)

計 32,702,405 円

表彰者

第1回 米山功労者 天野正昭会員、江田憲司会員、露木健造会員

第2回 " マルチプル 石川 輝久 会員

第3回 " " 森 宏 会員

第5回 " " 土志田 猛 会員

第6回 " " 代々木和男 会員

募金活動が目標を達成出来ましたのも皆様のおかげです。

ありがとうございました。

尚、今期米山特別行事として「米山学友の消息を尋ねる運動」が実施され、1977年～2006年内に私共クラブで面倒をみた6カ国、19名の学友に対し出身国、又は日本居住先を調べ、その後の消息を尋ねるべく、手紙を郵送したが、韓国から僅か1人しか返事が貰えず、他は全く連絡がありませんでした。本人に未着等諸事情も考えられますが、淋しい結果でした。

*ロータリー・クラブ定款

第1条 定義

本条の語句は、本定款で使われる場合、他に明確に規定されない限り、次の意味を持つものとする。

1. 理事会:本クラブの理事会
2. 細則:本クラブの細則
3. 理事:本クラブの理事会メンバー
4. 会員:名誉会員以外の本クラブ会員
5. RI:国際ロータリー
6. 年度:7月1日に始まる12カ月間

第2条 名称

本会の名称は、_____ロータリー・クラブとする。
(国際ロータリー加盟会員)

第3条 クラブの所在地域

本クラブの所在地域は、次の通りとする。_____

第4条 綱領

ロータリーの綱領は、有益な事業の基礎として奉仕の理想を鼓吹し、これを育成し、特に次の各項を鼓吹、育成することにある。

第1 奉仕の機会として知り合いを広めること。

第2 事業および専門職務の道徳的水準を高めること。あらゆる有用な業務は尊重されるべきであるという認識を深めること。そしてロータリアン各自が業務を通じて社会に奉仕するために、その業務を品位あらしめること。

第3 ロータリアンすべてが、その個人生活、事業生活および社会生活に常に奉仕の理想を適用すること。

第4 奉仕の理想に結ばれた、事業と専門職務に携わる人の世界的親交によって、国際間の理解と親善と平和を推進すること。

第5条 四大奉仕部門

ロータリーの四大奉仕部門は、本ロータリー・クラブの活動の哲学的および実的な規準である。

* 国際ロータリー細則は、RI に加盟したロータリー・クラブが所定の標準ロータリー・クラブ定款を採択することと規定している。

1. 奉仕の第一部門であるクラブ奉仕は、本クラブの機能を充実させるために、クラブ内で会員が取るべき行動に関わるものである。
2. 奉仕の第二部門である職業奉仕は、事業および専門職務の道徳的水準を高め、品位ある業務はすべて尊重されるべきであるという認識を深め、あらゆる職業に携わる中で奉仕の理想を生かしていくという目的を持つものである。会員の役割には、ロータリーの理念に従って自分自身を律し、事業を行うことが含まれる。
3. 奉仕の第三部門である社会奉仕は、クラブの所在地域または行政区域内に居住する人々の生活の質を高めるために、時には他と協力しながら、会員が行うさまざまな取り組みから成るものである。
4. 奉仕の第四部門である国際奉仕は、書物などを読むことや通信を通じて、さらには、他国の人々を助けることを目的としたクラブのあらゆる活動やプロジェクトに協力することを通じて、他国の人々とその文化や慣習、功績、願い、問題に対する認識を培うことによって、国際理解、親善、平和を推進するために、会員が行う活動から成るものである。

第6条 会合

第1節 例会

- (a) **日および時間。**本クラブは、毎週1回、細則に定められた日および時間に、定期の会合を開かなければならない。
- (b) **会合の変更。**正当な理由のある場合は、理事会は、例会を、前回の例会の翌日から次の例会の前日までの間のいずれかの日または定例日の他の時間または他の場所に変更することができる。
- (c) **取消。**例会日が一般に認められた祝日を含む法定休日に当たる場合、またはクラブ会員が死亡した場合、または全地域社会にわたって流行病もしくは災害が発生した場合、または地域社会での武力紛争がクラブ会員の生命を脅かす場合、理事会は、例会を取りやめることができる。理事会は、本項に明記されていない理由であっても、1年に4回まで例会を取りやめることができる。ただし、本クラブが3回を超えて続けて例会を開かないようなことがあってはならない。

第2節 年次総会。役員を選挙するための年次総会は、細則の定めるところに従い、毎年12月31日までに開催されなければならない。

第7条 会員身分

第1節 一般的資格条件。本クラブは、善良な成人であつて、職業上、および(または)地域社会において良い世評を受けている者によって構成されるものとする。

第2節 種類。本クラブの会員の種類は次の2種類、すなわち、正会員および名誉会員とする。

第3節 正会員。RI定款第5条第2節に定められた資格条件を有する者は、これを本クラブの正会員に選ぶことができる。

第4節 移籍ロータリアンまたは元ロータリアン。会員は、移籍する会員または元クラブ会員を正会員に推薦することができるが、被推薦者がかつて所属していたクラブを退会する、または退会した理由は、本人がそのクラブの所在地域内またはその周辺地

域でそのクラブにおいて本人が分類されていた職業分類の下に現実に職業活動に従事しなくなったということではなければならない。本節の下に正会員に推薦された移籍会員または元クラブ会員は、元クラブによって推薦されることもできる。選出によってクラブ会員の身分が職業分類の制限を一時的に超えることになっても、クラブの移籍会員または元クラブ会員の職業分類は、正会員に選出されることを妨げるものであってはならない。

第5節 二重会員。同時に、本クラブと別のクラブにおいて、正会員になることはできない。いかなる人も本クラブにおいて、会員であると同時に名誉会員の資格を保持することはできない。また、いかなる人も、本クラブの正会員であると同時にローターアクト・クラブの会員になることはできない。

第6節 名誉会員

- (a) **名誉会員の資格条件。**ロータリーの理想推進のために称賛に値する奉仕をした人、およびロータリーの崇高な目的を末永く支援したことでロータリーの友人であるとみなされた人を本クラブの名誉会員に選挙することができる。かかる会員の身分の存続期間は、理事会によって決定されるものとする。その人は、二つ以上のクラブで名誉会員身分を保持できる。
- (b) **権利および特典。**名誉会員は、入会金および会費の納入を免除されるが、投票権を持たず、クラブのいかなる役職にも就くことができない。名誉会員は、職業分類を保持しないが、本クラブのあらゆる会合に出席することができ、その他クラブのあらゆる特典を享受することができる。本クラブの名誉会員は、他のクラブにおいてはいかなる権利または特典も認められないものとする。ただし、ロータリアンの来賓としてではなく他のクラブを訪問する権利は認められている。

第7節 公職に就いている人。一定の任期の間選挙または任命によって公職にある者は、当該公職の職業分類の下に本クラブの正会員となる資格を有しないものとする。この制約は、学校、大学その他の教育施設に奉職する者または裁判官に選挙もしくは任命された者には適用されない。会員で一定の任期をもった公職に選挙または任命された者は、その公職に在任中、以前の職業分類の下に、引き続き会員としての身分を保持することができる。

第8節 RIの職員。本クラブは、RIに雇用されている会員の会員身分を保持せしめることができる。

第8条 職業分類

第1節 一般規定

- (a) **主な活動。**各会員は、その事業、専門職務、または社会奉仕の種類に従って分類されるものとする。職業分類は本人の所属する商社、会社、団体の主要かつ一般世間がそのように認めている事業活動を示すものか、本人の主たるかつまた一般世間がそのように認めている事業または専門職務を示すものか、本人の社会奉仕活動の種類を示すものでなければならない。
- (b) **是正または修正。**理事会は、正当な理由がある場合、在籍中の会員の職業分類を是正または修正することができる。是正または修正の提案については、当該会

員に対して然るべき予告を与え、その会員には、これに対して聴聞の機会が与えられなければならない。

第2節 一 制限。5名またはそれ以上の正会員がいる職業分類からは、正会員を選出してはならない。ただし、会員数が51名以上のクラブの場合は、同一職業分類に属する正会員がクラブ正会員の10パーセントより多くならない限り、その職業分類の下に正会員を選出することができる。引退した会員は、その職業分類に属する会員総数に含めてはならない。選出によってクラブ会員の身分が職業分類の制限を一時的に超えることになっても、クラブの移籍会員または元クラブ会員、あるいはRI理事会によって定義されたロータリー財団学友の職業分類は、正会員に選出されることを妨げるものであってはならない。会員が職業分類を変更した場合、クラブは、これらの制限にかかわらず、同会員の会員身分を新しい職業分類の下で継続することができる。

第9条 出席

第1節 一般規定。各会員は本クラブの例会に出席するべきものとする。会員が、ある例会に出席したものとみなされるには、その例会時間の少なくとも60パーセントに出席するか、または、会合出席中に不意にその場を去らなければならなかった場合、その後その行為が妥当であるとクラブ理事会が認める理由を提示するか、または、次のような方法で欠席をメイクアップしなければならない。

(a) **例会の前後14日間。**例会の定例の時の前14日または後14日以内に、

- (1) 他のロータリー・クラブまたは仮クラブの例会の少なくとも60パーセントに出席すること。または、
- (2) ローターアクト・クラブ、インターアクト・クラブ、ロータリー地域社会共同隊、ロータリー親睦活動、あるいは仮ローターアクト・クラブ、仮インターアクト・クラブ、仮ロータリー地域社会共同隊、仮ロータリー親睦活動の例会に出席すること。または、
- (3) RI国際大会、規定審議会、国際協議会、RI元ならびに現役員のためのロータリー研究会、RI元、現ならびに次期役員のためのロータリー研究会または、RI理事会またはRI理事会を代行するRI会長の承認を得て招集された他の会合、ロータリー合同ゾーン大会、RIの委員会会合、ロータリー地区大会、ロータリー地区協議会、RI理事会の指示の下に開催された地区会合、地区ガバナーの指示の下に開催された地区委員会、または正式に公表されたロータリー・クラブの都市連合会に出席すること。または、
- (4) 他クラブの例会に出席の目的をもってそのクラブの例会定刻に定例会場に赴いたとき、当該クラブが、定例の時間または場所において例会を開いていなかった場合。または、
- (5) 理事会承認のクラブの奉仕プロジェクトまたはクラブがスポンサーした地域社会の行事や会合に出席すること。または、
- (6) 理事会の会合、または理事会が承認した場合、選任された奉仕委員会の会合に出席すること。または、
- (7) クラブのウェブサイトを通じて、平均30分の参加が義務づけられた相互参加型の活動に参加すること。

会員が 14 日以上にわたり海外で旅行している場合、会員が旅行中他国で例会に出席するならば、メイクアップ期間に拘束されない。このような出席は、会員の海外旅行中欠席した例会のメイクアップとして有効とみなされる。

(b) 例会時において。例会のときに、

- (1) 本節(a) 項の(3) に挙げた会合の一つに出席するため、適切な直行日程による往復の途次にある場合。または、
- (2) RI の役員、委員、ロータリー財団管理委員がロータリーの用務に携わっている場合。または、
- (3) 地区ガバナーの特別代表として、新クラブ結成中、ロータリーの用務に携わっている場合。または、
- (4) RI に雇用されている者が、ロータリーの用務に携わっている場合。または、
- (5) メイクアップすることができないような僻遠の地で、地区、RI、またはロータリー財団の提唱する奉仕プロジェクトに直接かつ積極的に従事している場合。または、
- (6) 理事会が正当に承認したロータリー用務に従事していて、例会に出席できない場合。

第 2 節 — 転勤による長期の欠席。 会員が転勤先で長期にわたって実際に業務に従事している場合、会員の所属クラブと転勤先の指定クラブ間の合意があれば、会員は、転勤先における指定クラブの例会への出席が所属クラブの出席の代わりとなる。

第 3 節 — 出席規定の免除。 次のような場合、出席規定の適用は免除されるものとする。

- (a) 理事会の承認する条件と事情による欠席の場合。理事会は、正当かつ十分な理由による会員の欠席を認める権限を持つ。
- (b) 一つまたはいくつかのロータリー・クラブのロータリー歴と会員の年齢の合計が 85 年以上であり、さらに出席規定の適用を免除されたい希望を、書面をもって、クラブ幹事に通告し、理事会が承認した場合。

第 4 節 — RI 役員の欠席。 会員が現役の RI 役員である場合、その会員に対する出席規定の適用は免除されるものとする。

第 5 節 — 出席の記録。 本条第 3 節(b) または第 4 節の下に出席規定の適用を免除された会員は、本クラブの出席率の算出に使う会員数に含まれない。

第 10 条 理事および役員

第 1 節 — 管理主体。 本クラブの管理主体は、細則の定めるところによって構成される理事会とする。

第 2 節 — 権限。 理事会は全役員および全委員会に対して総括的支配力を持つものとし、正当な理由ある場合は、そのいずれをも罷免することができる。

第 3 節 — 理事会による最終決定。 クラブのあらゆる事項に関する理事会の決定は最終であって、クラブに対して提訴する以外にはこれを覆す余地はない。しかしながら、会員身分の終結の決定に関しては、会員は第 12 条第 6 節の規定に従って、クラブに提訴するか、調停または仲裁に訴えることができる。このような提訴の場合、提訴の対象となった決定は、理事会が指定した例会において、定足数の出席を得て、その出席会員の 3 分の 2 の投票によってのみ覆すことができるものとする。そして、当該例会の

少なくとも5日前に、幹事は、各会員に対して当該提訴の予告をしなくてはならない。もし提訴が行われた場合は、クラブの決定が最終決定となる。

第4節 — 役員。クラブの役員は、会長、会長エレクト、1名または数名の副会長、幹事、会計、および会場監督とする。このうち、会長、会長エレクトおよび副会長は、全員理事会のメンバーとする。また、幹事、会計および会場監督は、細則の定めるところに従って、理事会のメンバーであっても、またそうでなくてもよい。

第5節 — 役員の選挙。

- (a) **会長を除く役員の任期。**各役員はクラブ細則の定めるところに従って選挙されるものとする。会長を除き、各役員は選挙された直後の7月1日に就任し、選挙された任期中または後任者が選挙されかつ適格となるまで在任するものとする。
- (b) **会長の任期。**会長は、細則の定めるところに従って、就任する日の直前18カ月以上2年以内に選挙されるものとし、選挙された時点から会長ノミニーを務めるものとする。会長ノミニーは、会長として就任する前の年度の7月1日に、会長エレクトの役職名が与えられるものとする。会長は、7月1日に就任し、1年間、または後任者が然るべく選挙されて適格となるまで、その職務に当たるものとする。
- (c) **資格要件。**各役員および各理事は、いずれも、本クラブの瑕疵なき会員でなければならない。会長エレクトは、ガバナー・エレクトから特に免除されない限り、会長エレクト研修セミナーと地区協議会に必ず出席しなければならない。免除された場合は、所属クラブによって指名された代理を必ず派遣しなければならない。この代理人は会長エレクト本人に対し結果報告するものとする。会長エレクトが、ガバナー・エレクトからの免除を受けずに、会長エレクト研修セミナーおよび地区協議会に出席しない場合、あるいは、免除されても指定の代理をこれらの会合に派遣しなかった場合、かかる会長エレクトはクラブ会長に就任できないものとする。このようなことが起こった場合、会長エレクト研修セミナーおよび地区協議会、もしくはガバナー・エレクトが十分であるとみなした研修に出席した後任者が正式な手続きによって選挙されるまで、現会長が継続してクラブ会長を務めるものとする。

第11条 入会金および会費

すべての会員は、細則の定める入会金および年会費を納入しなければならない。ただし、第7条第4節に従い、本クラブの会員として受け入れられた、移籍する会員あるいは他クラブに属していた元会員は、2度目の入会金の納入を要しないものとする。本クラブの会員として受け入れられ、入会の前2年以内にローターアクトとしての会員身分を終了したローターアクターには、入会金の支払いが義務づけられないものとする。

第12条 会員身分の存続

第1節 — 期間。会員身分は、次に定めるところによって終結しない限り、本クラブの存する間存続するものとする。

第2節 — 自動的終結

- (a) **会員の資格条件。**会員が、会員資格条件に欠けるようになったとき、会員身分は自動的に終結するものとする。ただし、

- (1) 理事会は、会員が本クラブの所在地域またはその周辺地域外に移転する場合、新しい地域社会にあるロータリー・クラブを訪問して知り合いになってもらうために 1 年以内の期間に限って、出席義務規定の特別免除を与えることができる。ただし、この場合、同会員は引き続きクラブ会員たるすべての条件を満たしていることが前提である。
- (2) 理事会は、本クラブの所在地域またはその周辺地域外に移転する会員の会員身分を保持できる。ただし、同会員は引き続きクラブ会員たるすべての条件を満たしていることが前提である。
- (b) 再入会。会員の会員身分が本節(a)項の規定によって終結した場合、終結時におけるその会員の身分が瑕疵なきものであれば、同人は、同じ職業分類または別の職業分類の下に、新たに入会申込をすることができる。2 度目の入会金の納入は義務づけられないものとする。
- (c) 名誉会員の会員身分の終結。名誉会員の会員身分は、理事会が決定した期間の終了をもって自動的に終結する。しかしながら、理事会は名誉会員身分の期間をさらに延長することができる。理事会はいつでも名誉会員身分を取り消すことができる。

第 3 節 — 終結 — 会費不払

- (a) 手続。所定の期限後 30 日以内に会費を納入しない会員に対しては、その分かっている最新の宛先に、幹事が、書面をもって催告しなければならない。催告の日付後 10 日以内に会費が納入されなければ、理事会の裁量に従って当該会員の会員身分を終結して差し支えない。
- (b) 復帰。理事会は、その嘆願がありかつクラブに対する同人のすべての負債が完済されれば、元会員を会員身分に復帰させることができる。しかしながら、同人の以前の職業分類が本定款の第 8 条第 2 節に適っていない場合は、いかなる元会員も正会員に復帰させることはできない。

第 4 節 — 終結 — 欠席

- (a) 出席率。会員は、
 - (1) 年度の各半期間において、メイクアップを含むクラブ例会出席率が少なくとも 50 パーセントに達していなければならない。
 - (2) 年度の各半期間に開かれた本クラブの例会総数のうち少なくとも 30 パーセントに出席しなければならない(RI 理事会によって定義されたガバナー補佐は、この義務を免除されるものとする)。
 会員が規定通り出席できない場合、その会員身分は、理事会が正当かつ十分な理由があると認めない限り、終結することがある。
- (b) 連続欠席。会員の会員身分は、理事会が正当かつ十分な理由があると認めない限り、または第 9 条第 3 節もしくは第 4 節に従う場合を除き、連続 4 回例会に出席せず、またメイクアップもしていない場合、クラブ理事会は、その欠席がクラブ会員身分の終結を要請していると考えられる旨通知するものとする。その後、理事会は、過半数によって、会員の会員身分を終結することができる。

第5節 — 他の原因による終結

- (a) **正当な根拠。**理事会は、いずれの会員も、本クラブの会員としての資格条件に欠けるようになった場合、もしくは他に十分と認められる根拠があれば、特にその目的のために招集された理事会の会合において、理事会全員の3分の2を下らない賛成投票によって、その会員身分を終結せしめることができる。本会合の指針となる原則は、第7条の第1節および「四つのテスト」とする。
- (b) **通知。**本節(a)項の下に会員身分を終結する前に、当該会員は、かかる懸案案件について、少なくとも10日間の予告を書面によって与えられ、理事会に対して書面による答弁を提出する機会を与えられなければならない。また、理事会に出頭して、自分の立場を釈明する権利を持つものとする。かかる予告の通達は、配達証明便または書留郵便によって、分かっている最新の宛先に送付されなければならない。
- (c) **職業分類の充填。**本節の規定によって理事会が正会員の会員身分を終結せしめた場合、もし提訴があれば、これに対する聴聞の期限が切れて本クラブの決定または仲裁人の決定が発表されるまでは、本クラブは、当該会員の持っていた職業分類の下に新しい会員を選挙してはならない。ただし、たとえ終結に関する理事会の決定が覆されても、新会員の入会によって同一職業分類に属する会員の制限を超えない場合はこの限りではない。

第6節 — 会員身分の終結に提訴、調停または仲裁を求める権利

- (a) **通知。**幹事は、理事会決定後7日以内に、その理事会の会員身分を終結させる決定を、書面をもって、当該会員に通告しなければならない。その会員は通告の日付後14日以内に、幹事に対する書面をもって、クラブに提訴するか、調停を要請するか、もしくは第16条に定める仲裁に訴えるか、いずれかの意思のあることを通告することができる。
- (b) **提訴に対する聴聞の期限。**提訴する場合は、提訴を通告する書面を受理してから21日以内に行われるべきクラブの例会において、当該提訴の聴聞を行うために、理事会はその日取りを決定しなければならない。例会およびその例会で行う特別案件について、少なくとも5日間の予告が、書面をもって、全会員宛に与えられなければならない。提訴が聴聞される場合には、会員のみが出席するものとする。
- (c) **調停もしくは仲裁。**調停もしくは仲裁に使用される手続は第16条に規定された通りである。
- (d) **提訴。**もし提訴が行われた場合は、クラブの決定が最終決定となり、当事者すべてを拘束するものとなり、仲裁を要求することはできない。
- (e) **仲裁人または裁定人の決定。**もし仲裁が要求され、仲裁人によって下された決定もしくは両仲裁人が合意に達し得なかった場合、裁定人による決定が最終であって、当事者すべてを拘束するものとなり、提訴することはできない。
- (f) **調停の失敗。**調停を要求したが、調停が失敗した場合、本節(a)項の規定に従い、会員はクラブに提訴するか仲裁に訴えることができる。

第7節 — 理事会による最終決定。もしクラブに対する提訴も行われず、仲裁も要求されなかった場合は、理事会の決定は最終決定となる。

第8節 — 退会。いかなる会員も、本クラブからの退会の申出は書面をもって行い（会長または幹事宛）、理事会によって受理されなければならない。ただし、当該会員の本クラブに対するすべての負債が完済されていることを前提とする。

第9節 — 資産関与権の喪失。いかなる理由にせよ、本クラブの会員身分を終結した者は、すべて、本クラブに属するいかなる資金その他の財産に対しても、あらゆる関与権を喪失するものとする。

第10節 — 一時保留。

本定款のいかなる規定にもかかわらず、理事会の見解において、

- (a) 会員が、本定款に従うことを拒否または怠った、あるいは会員としてふさわしくない振舞い、またはクラブに害をもたらすような振舞いをしたという信憑性のある告発があった場合、および、
 - (b) これらの告発が立証され、それが当該会員の会員身分を終結するのに十分な理由となる場合、および、
 - (c) 当該会員がその結果を待つ間、または理事会が適切と考える措置が取られるまでは、当該会員の会員身分に関していかなる措置も取らないことが望ましいとされる場合、および、
 - (d) クラブの最善の利益のために、当該会員の会員身分に対する票決を取ることなく、当該会員の会員身分を一時保留とし、当該会員が例会やそのほかの本クラブの活動への出席や、本クラブのいかなる役職や任務からも除外されるべきである場合（本項の目的のため、当該会員は出席義務を免除されるものとする）、
- 理事会は、その3分の2以上の賛成票によって、理事会の決定する期間と追加条件に従い（ただし、いかなる場合も、正当に必要であるとみなされる期間内で）、前述の通り会員の会員身分を一時保留とすることができる。

第13条 地域社会、国家、および国際問題

第1節 — 適切な主題。地域社会、国家および世界の一般福祉にかかわる公共問題の功罪は、本クラブの会員にとって関心事であり、会員の啓蒙となり各自が自己の意見を形成するうえで、クラブ会合における公正かつ理解を深める研究および討議の対象として適切な主題というべきである。しかしながら、クラブは、いかなる係争中の公共問題についても意見を表明してはならない。

第2節 — 支持の禁止。本クラブは、公職に対するいかなる候補者も支持または推薦してはならない。またいかなるクラブ会合においても、かかる候補者の長所または短所を討議してはならない。

第3節 — 政治的主題の禁止

- (a) 決議および見解。本クラブは、政治的性質をもった世界問題または国際政策に関して、討議ないし見解を採択したり配布したりしてはならない。またこれに関して行動を起こしてはならない。
- (b) 嘆願。本クラブは、政治的性質をもった特定の国際問題の解決のために、クラブ、国民、政府に対して嘆願してはならない。また書状、演説、提案を配付してはならない。

第4節 — ロータリーの発祥を記念して。ロータリーの創立記念日(2月23日)の週は、世界理解と平和週間と呼称する。この1週間は、本クラブはロータリーの奉仕活動を祝い、これまでの業績を振り返り、地域内と世界中で、平和、理解、親善のためのプログラムに重点を置く。

第14条 ロータリーの雑誌

第1節 — 購読義務。RI 細則に従って、本クラブが RI 理事会によって、本条規定の適用を免除されていない場合、各会員は、会員身分を保持する限り RI の機関雑誌または RI 理事会から本クラブに対して承認ならびに指定されている地域的なロータリー雑誌を購読しなければならない。購読の期間は、6 カ月を 1 期として取り扱い、本クラブの会員となっている限り継続し、1 期の中で会員でなくなった場合にはその期の末日をもって終わるものとする。

第2節 — 購読料。購読料は、半年ごとに、クラブが、その前払金を各会員から徴収し、RI の事務局または RI 理事会の指定によって購読することとなった地域的出版物の発行所に送金しなければならない。

第15条 綱領の受諾と定款・細則の遵守

会員は、入会金と会費を支払うことによって、綱領の中に示されたロータリーの原則を受諾し、本クラブの定款・細則に従い、その規定を遵守し、これに拘束されることを受諾するものとする。そしてこれらの条件の下においてのみ、会員は、本クラブの特典を受けることができる。各会員は、定款・細則の印刷物を受け取ったかどうかにかかわらず、定款・細則の条項に従うものとする。

第16条 仲裁および調停

第1節 — 意見の相反。理事会の決定に関すること以外で、現会員または元会員と本クラブ、クラブ役員、または理事会との間に意見の食い違いが起これ、このような場合のために規定されている手続によってはどうしても解決できない場合、その問題は、論争当事者のいずれかが幹事に要請し、調停によって裁定を行うか仲裁によって解決をはかるものとする。

第2節 — 調停または仲裁の期限。調停または仲裁の場合、理事会は論争当事者と協議して、調停または仲裁の要請を受理してから 21 日以内に行われるよう、調停または仲裁の日取りを決定しなければならない。

第3節 — 調停。このような調停の手続きは、国もしくは州に対し管轄権を有する関係当局によって承認されたものであるか、または代替の争議の解決方法を含む専門知識に定評のある優れた専門職団体によって推薦されたものであるか、または RI 理事会もしくはロータリー財団管理委員会が定めた指針文書によって勧められるものとする。調停人にはロータリー・クラブの会員のみが指定されることができる。クラブは、適切な調停技能と経験を有するロータリー・クラブの会員を任命するよう地区ガバナーもしくはガバナーの代理人に要請することができる。

(a) **調停の結果。**調停によって当事者同士が合意に達した結果もしくは決定は、記録されるものとし、各当事者ならびに調停人がその記録をそれぞれ保管するもの

とする。さらに、理事会にも記録を1部提出し、幹事がそれを保管するものとする。クラブへの報告のために、当事者が承諾できる結果の要約文を作成するものとする。当事者の一方が調停内容を十分に履行しなかった場合、もう一方は会長または幹事を通じて、更に調停を要請することができる。

- (b) 調停の失敗。調停を要求したが、調停が失敗した場合、論争当事者は本条の第1節に定める仲裁に訴えることができる。

第4節 — 仲裁。 仲裁が要求された場合、両当事者はそれぞれ1名の仲裁人を指定し、両仲裁人は1名の裁定人を指定しなければならない。裁定人または仲裁人にはロータリー・クラブの会員のみが指定されることができる。

第5節 — 仲裁人または裁定人の決定。 もし仲裁が要求され、仲裁人によって下された決定もしくは両仲裁人が合意に達し得なかった場合、裁定人による決定が最終であって、当事者すべてを拘束するものとなり、提訴することはできない。

第17条 細則

本クラブは、RIの定款・細則、RIによって管理上の地域単位が認められている場合には、その手続規則、および本定款と矛盾しない細則を採用しなければならない。細則は、本クラブの管理のために、さらに追加規定を設けるものとする。同細則は、細則中に定められているところに従って時々改正することができる。

第18条 解釈の仕方

「郵便」、「郵送」、および「郵便投票」という用語には、経費を節約し応答を頻繁にするために、電子メール(Eメール)およびインターネット・テクノロジーの活用が含まれるものとする。

第19条 改正

第1節 — 改正の方法。 本条第2節に規定されている場合を除き、本定款は、規定審議会によってのみ改正できる。その方式については、RI細則の改正について同細則で定めているものと同じとする。

第2節 — 第2条と第3条の改正。 定款の第2条(名称)および第3条(クラブの所在地域)は、定足数を満たした数の会員が出席した本クラブの例会においていつでも、出席している全投票会員の最低3分の2の賛成投票によって、改正することができる。ただし、当該改正案の通告が、これを議する例会の少なくとも10日前に、各会員に郵送されなければならない。そしてさらに、かかる改正は、RI理事会に提出してその承認を求めなければならない。その承認があって初めてその改正は効力を発するものとする。ガバナーは、提出された改正案に関してRI理事会に意見を述べることができる。

横浜緑ロータリークラブ・クラブ細則

第1条 理事および役員の選出

第1節 会長ノミニーおよび理事、役員の選出

年次総会の1ヶ月前の例会において、会長は会員（名誉会員は含まない、以下同様）に対して、会長ノミニー（次次年度会長）、幹事、会計、S. A. A. および4名の理事を指名し公示しなければならない。会長ノミニーは、指名委員会で指名されるものとする。その他の理事および役員は、会長エレクトにより指名されるものとする。但し、会長ノミニーおよび幹事の資格は、クラブ細則内規の規定を満たす会員とする。それらの理事および役員は、年次総会において、出席会員の過半数の承認を得なければならない。承認を受けた会長ノミニーは、その年次総会后、7月1日に始まる年度に、会長エレクトとして理事会のメンバーを務め、会長エレクトとして理事会のメンバーを務めた年度直後の7月1日に、会長に就任するものとし、会長を務めた年度直後の7月1日に始まる年度に、副会長として理事会のメンバーを務めるものとする。

第2節 欠員の補填

理事会またはその他の役職に生じた欠員は、残りの理事の決定によって補填すべきものとする。また、理事エレクトまたは役員エレクトの地位に生じた欠員は、残りの被選理事および被選役員の決定によって補填すべきものとする。

第2条 指名委員会

この委員会のメンバーは、会長、会長エレクトおよび直近のバスト会長3名による5名で構成する。

第3条 理事会

本クラブの管理主体は本クラブの会員10名より成る理事会とする。すなわち、4名の理事、役員である会長、副会長、会長エレクト、幹事、会計およびS. A. A. である。

第4条 役員の任務

第1節 会長

会長は、本クラブの会合および理事会の会合において議長を務め、その他通常その職に付随する任務を行うものとする。

第2節 会長エレクト

会長エレクトは、理事会のメンバーとしての任務およびその他会長または理事会によって定められる任務を行うものとする。

第3節 副会長

副会長は、会長不在の場合は本クラブの会合および理事会の会合において議長を務め、その他通常その職に付随する任務を行うものとする。

第4節 幹事

幹事は、次の任務を行うものとする。

- ・会員記録の整理保管

- ・ 会合における出席の記録
- ・ クラブ、理事会および委員会の諸会合の通知を発送し、これらの会合の議事録を作成し、これを保管
- ・ R I 事務総長に対して行うべき諸種の義務報告
- ・ ロータリアン誌の購読料を徴収し、これを R I に送金
- ・ その他、通常その職に付随する任務

第5節 会計

会計は、すべての資金を管理し、毎年1回およびその他理事会の要求あるごとにその説明を行い、その他通常その職に付随する任務を行うものとする。その職を去るに当たっては、会計はその管理するすべての資金、計算帳簿、その他あらゆるクラブ財産を、その後任者または会長に引き継がなければならない。

第6節 S. A. A. (会場監督)

S. A. A. は、通常その職に付随する任務、およびその他会長または理事会によって定められる任務を行うものとする。

第5条 会合

第1節 年次総会

本クラブの年次総会は毎年12月の第一例会に先立って開催されるものとする。そしてこの年次総会において次年度の理事および役員の承認を行わなければならない。会員総数の3分の1をもって本クラブの年次総会の定足数とする。

第2節 例会

本クラブの毎週の例会は、水曜日12時30分に開催するものとする。但し、第5週は夜間移動例会とする。

例会に関するあらゆる変更または例会の取り消しはすべて、クラブの全会員にしかるべく通知されなければならない。本クラブの会員はすべて、名誉会員（または標準ロータリー・クラブ定款第9条第3節（b）項の規定に基づき、本クラブ理事会によって出席を免除された会員）を除き、例会の当日、その出席または欠席が記録され、その出席は、本クラブまたは他のロータリー・クラブにおいて、その例会に充当された時間の少なくとも60パーセント出席していたことが実証されるか、もしくは標準ロータリー・クラブ定款第9条第1節の別段の規定によるものでなければならない。会員総数の3分の1をもって本クラブの例会の定足数とする。

第3節 理事会の開催

定例理事会は毎月第一例会日に開催されるものとする。臨時理事会は会長がその必要ありと認めたとき、または理事会のメンバー2名以上の要求あるとき、会長によって招集されるものとする。但し、その場合然るべき予告が行われなければならない。理事会のメンバーの過半数をもって理事会の定足数とする。

第6条 入会金および会費

第1節 入会金

入会金は10万円とし、入会承認後すみやかに納入するものとする。

第2節 会費

会費は年額30万円とする。

第3節 中途入会者の会費

その年度の中途入会者の会費は、月割りとする。

第4節 中途退会者の会費

その理由の如何にかかわらず返却しない。但し、当該年度の12月31日までに退会した者の内、年会費を一括納入した者については、半期分を返却する。

第7条 採決の方法

本クラブの議事は、口頭による採決をもって処理されるものとする。

第8条 委員会

第1節 常任委員会

(a) 常任委員会は次の四委員会とする。

- ・クラブ管理運営委員会(旧・クラブ奉仕委員会)
- ・職業奉仕委員会
- ・社会奉仕委員会
- ・国際奉仕委員会

(b) クラブ管理運営委員会、職業奉仕委員会、社会奉仕委員会および国際奉仕委員会は、それぞれ会長が理事の中から任命する委員長を含め少なくとも3名以上で構成するものとする。

(c) 会長は、職権上、その資格において、委員会に付随するあらゆる特典をもつものとする。

(d) 各委員会は本細則によって定められた職務、および会長または理事会が定めた事項を処理すべきものとする。理事会によって特別の権限を与えられた場合を除き、これらの委員会は、理事会に報告し、その承認を得るまでは行動してはならない。

(e) 会長は、理事会の承認により、各委員会下部に設置された委員会をその年度に限り統合することを可能とする。

第2節 クラブ管理運営委員会(旧・クラブ奉仕委員会)

(a) 会長は、理事会の承認の下に、クラブ管理運営の中の特定分野を担当する各委員会を設置できるものとする。

- ・出席委員会
- ・職業分類委員会
- ・親睦活動委員会
- ・雑誌委員会
- ・クラブ会報委員会
- ・会員選考委員会
- ・会員増強委員会
- ・プログラム委員会
- ・ロータリー情報委員会
- ・広報委員会
- ・クラブIT推進委員会

- (b) クラブ管理運営委員会委員長は、クラブ管理運営の諸活動全般にわたって責任をもち、かつクラブ管理運営の各特定分野について設置されたあらゆる委員会の仕事を監督、調整する任務をもつものとする。
- (c) クラブ管理運営委員会は、クラブ管理運営委員会委員長とクラブ管理運営の特定の分野を担当するすべての委員会の委員長によって構成されるものとする。

第3節 職業奉仕委員会

- (a) 会長は、理事会の承認の下に、職業奉仕の中の特定分野を担当する各委員会を設置できるものとする。
- (b) 職業奉仕委員会委員長は、職業奉仕の諸活動全般にわたって責任をもち、かつ職業奉仕の各特定分野について設置されたあらゆる委員会の仕事を監督、調整する任務をもつものとする。

第4節 社会奉仕委員会

- (a) 会長は、理事会の承認の下に、社会奉仕の中の特定分野を担当する各委員会を設置できるものとする。
 - ・ 人間尊重委員会
 - ・ 地域発展委員会
 - ・ 環境保全委員会
 - ・ 協同奉仕委員会
 - ・ 新世代育成委員会(旧・青少年奉仕委員会)
 - ・ インターアクト委員会
 - ・ ローターアクト委員会
 - ・ ライラ委員会
- (b) 社会奉仕委員会委員長は、社会奉仕の諸活動全般にわたって責任をもち、かつ社会奉仕の各特定分野について設置されたあらゆる委員会の仕事を監督、調整する任務をもつものとする。
- (c) 社会奉仕委員会は、社会奉仕委員会委員長と社会奉仕の特定の分野を担当するすべての委員会の委員長によって構成されるものとする。

第5節 国際奉仕委員会

- (a) 会長は、理事会の承認の下に、国際奉仕の中の特定分野を担当する各委員会を設置できるものとする。
 - ・ 世界社会奉仕委員会
 - ・ ローターリー財団委員会
 - ・ 米山奨学委員会
 - ・ ポリオプラス委員会
- (b) 国際奉仕委員会委員長は、国際奉仕の諸活動全般にわたって責任をもち、かつ国際奉仕の各特定分野について設置されたあらゆる委員会の仕事を監督、調整する任務をもつものとする。
- (c) 国際奉仕委員会は、国際奉仕委員会委員長と国際奉仕の特定の分野を担当するすべての委員会の委員長によって構成されるものとする。

第9条 委員会の任務

第1節 クラブ管理運営委員会(旧・クラブ奉仕委員会)

この委員会は、本クラブの会員が、クラブ管理運営に関する事柄において、その諸責務を遂行するうえで役立つ指導と援助を与えるような方策を考案し、これを実施するものとする。クラブ管理運営委

員会委員長は必要に応じて委員会を開催し、クラブ管理運営の全活動について理事会に報告するものとする。

(a) 出席委員会

この委員会は、全会員があらゆるロータリーの会合（クラブ例会、地区大会、都市連合会、地域大会および国際大会等）に出席することを奨励する方法を考案するものとする。この委員会は特に本クラブの例会への出席と、本クラブの例会に出席できない場合には他クラブ例会への出席を奨励するものとする。全会員に出席規定の理解を求め、出席を良くするためのよりよい奨励策を講じ、出席不良の原因となる諸事情を確かめ、これを除去することに務めるものとする。

(b) 職業分類委員会

この委員会は、毎年できるだけ早く、遅くとも8月31日以前にその地域社会の職業分類調査を行わなければならない。その調査から、職業分類の原則を適用し、充填未充填職業分類表を作成しなければならない。必要な場合は本クラブの現会員のもっている職業分類を再検討しなければならない。そして、あらゆる職業分類の問題について理事会と協議しなければならない。

(c) 親睦活動委員会

この委員会は、会員間の親睦を増進するために、レクリエーションおよび社交的諸活動の企画立案を行い、全会員に積極的な参加を促すものとする。また、本クラブの一般目的の遂行上、会長または理事会が課する任務を果たすものとする。

(d) 雑誌委員会

この委員会は、ロータリアン誌に対する読者の関心を喚起するために、次の任務を行うものとする。

- ・ 例会において毎月雑誌の簡単な紹介を行う
- ・ 新会員の教育に雑誌を利用することを奨励する
- ・ ロータリアンでない講演者に雑誌を贈呈する
- ・ ニュース資料と写真を雑誌編集者に送る
- ・ その他あらゆる方法によって、雑誌を本クラブ会員およびロータリアン以外の人々にも役立てる

(e) クラブ会報委員会

この委員会は、クラブ週報の刊行によって、クラブ活動に関心を促し、出席の向上を図り、近づく例会のプログラムを発表し、前回の例会の重要事項を報告するものとする。また、親睦を増進し、全会員のロータリー教育に寄与し、さらに、クラブ、会員、および世界各地のロータリー・プログラムに関するニュースを伝えることに務めなければならない。

(f) 会員選考委員会

この委員会は、会員に推薦された会員候補者を、その人格、職業上、および社会的地位並びに一般的な適格性を調査し、検討しなければならない。そして、その会員候補者に対する委員会の決定を理事会に報告しなければならない。

(g) 会員増強委員会

この委員会は、絶えず本クラブの充填未充填職業分類表を検討し、未充填の職業分類を充填するためにロータリアンとしてふさわしい人物の氏名を理事会に推薦するよう、積極的に務めなければならない。

(h) プログラム委員会

この委員会は、本クラブの例会および臨時の会合のためのプログラムを準備し、手配しなければならない。

(i) ロータリー情報委員会

この委員会は、入会予定者（会員候補者）にロータリー・クラブ会員の特典と責務に関する情報を提供し、会員にあらゆるレベルのロータリーの歴史、綱領、活動に関する情報を提供しなければならない。そして、入会してから最初の1年間、新会員のオリエンテーションを監督するものとする。

(j) 広報委員会

この委員会は、広く一般世間に、ロータリーとその歴史、綱領および規模に関する情報を提供するものとする。そして、本クラブのために適切な宣伝を行う方策を考案し、これを実施するものとする。

(k) クラブIT推進委員会

この委員会は、情報伝達の効率化を目的とし、クラブの情報通信の窓口として、会員の理解を積極的に進めるものとする。

第2節 職業奉仕委員会

この委員会は、本クラブの会員が、その職業関係における諸責務を遂行し、各会員それぞれの職業における慣行の一般水準を引き上げるうえで役立つ指導と援助を与えるような方策を考案し、これを実施するものとする。職業奉仕委員会委員長は必要に応じて委員会を開催し、職業奉仕の全活動について理事会に報告するものとする。

第3節 社会奉仕委員会

この委員会は、本クラブの会員が、その地域社会に対する諸責務を遂行するうえで役立つ指導と援助を与えるような方策を考案し、これを実施するものとする。社会奉仕委員会委員長は必要に応じて委員会を開催し、社会奉仕の全活動について理事会に報告するものとする。

(a) 人間尊重委員会

この委員会は、援助を必要とする人々に力を貸し、支援することによって、すべての人が生涯にわたり幸福に暮らせるよう務めなければならない。

(b) 地域発展委員会

この委員会は、地域とその諸施設の現状を改善することによって住みやすい場所を築くよう務めなければならない。

(c) 環境保全委員会

この委員会は、地域の環境の質を調査、改善するよう務めなければならない。

(d) 協同奉仕委員会

この委員会は、地域内のロータリー提唱の団体との関係を強化し、その奉仕活動に協力することに務めなければならない。

(e) 新世代育成委員会(旧・青少年奉仕委員会)

この委員会は、次世代の主役である青少年に対しての理解を深め、健全な育成を目指して行くものとする。会員は、まず己を慎んで、青少年指導の資格を養い、直接青少年と接し、共に活動することに務めなければならない。

(f) インターアクト委員会

この委員会は、学校、地域社会への奉仕、国際理解を推進する活動、親睦活動の3つの軸に基づき、その支援活動に会員の理解と協力を得ることに務めなければならない。

(g) ローターアクト委員会

この委員会は、18歳から30歳までの青年男女が個々の能力の開発にあたって役立つ知識や

能力を高め、それぞれの地域社会における物質的あるいは社会的ニーズに取り組み、親睦と奉仕活動を通じて、全世界の人々の間に、より良い信頼関係を推進するための機会を提供することに務めなければならない。

(h) ライラ委員会

この委員会は、地区内の若い人々と会員が参加する地区プロジェクトを通し、若い人々の指導者および善良な市民としての資質を伸ばすことに務めなければならない。

第4節 国際奉仕委員会

この委員会は、本クラブの会員が、国際奉仕に関する事柄においてその諸責務を遂行するうえで役立つ指導と援助を与えるような方策を考案し、これを実施するものとする。国際奉仕委員会委員長は必要に応じて委員会を開催し、国際奉仕の全活動について理事会に報告するものとする。

(a) 世界社会奉仕委員会

この委員会は、国際ロータリーが定めた一定の方式に従って、海外に向かっての社会奉仕活動を行うものとする。

(b) ロータリー財団委員会

この委員会は、国際レベルの人道的、教育的プログラムを通じて、世界理解と平和を達成するために、ロータリー財団の活動に協力するものとする。

(c) 米山奨学委員会

この委員会は、勉学・研究を志して日本に留学している外国人に対し、国際理解と親善を深めるための援助を行うために、米山奨学会の活動に協力するものとする。

(d) ポリオプラス委員会

この委員会は、2005 年までに地球上からポリオを撲滅する、ロータリーの大規模な国際レベルの人道的事業で、ポリオプラス活動をスポンサーすることに、協力するものとする。

第10条 出席義務規定の免除

理事会に対して書面をもって、正当かつ十分な理由を具して申請することによって、会員は出席義務規定の免除が与えられ、一定期間を限り本クラブの例会を免除される。

第11条 財務

第1節

会計は本クラブの資金をすべて理事会によって指定された銀行に預金しなければならない。

第2節

R I に対する人頭分担金、雑誌購読料、地区資金、地区事業費、地区分担金の支払いは、それぞれの期日に本クラブ会員数に基づいて行われるものとする。

第3節

第2節に記載された支払い以外の勘定書は、会計と幹事の2名の署名する伝票に基づき支払われるものとする。本クラブのすべての会計事務については、毎年1回公認会計士または他の有資格者、あるいは副会長によって全面的な監査が行われなければならない。

第4節

第3節に記載された支払いは、月末に締め、翌月の第二例会日までに行われるものとする。

第5節

本クラブの会計年度は7月1日より6月30日に至る期間とし、会費徴収の目的のために、これを7

月 1 日より 12 月 31 日に至る期間および 1 月 1 日より 6 月 30 日に至る期間の二半期に分けるものとする。

第 6 節

各会計年度の初めに会計はその年度の収支の予算を作成しなければならない。その予算は、理事会によって承認された後、各費目ごとに支出の限度となるものとする。但し、理事会の議決によって別段の指示がなされた場合はこの限りではない。

第 12 条 入会手続き方法

第 1 節

本クラブの正会員によって推薦された会員候補者の氏名は、書面をもって、本クラブ幹事を通じ、理事会に提出されるものとする。移籍する会員または他クラブに属していた元クラブ会員は、元クラブによって正会員に推薦されても良い。この推薦は、本条に別な定めのある場合を除き、事前に漏らしてはならない。

第 2 節

理事会は、その被推薦者がクラブ定款の職業分類と会員資格の条件をすべて満たしていることを確認するものとする。

第 3 節

理事会は、推薦状の提出後 30 日以内にその承認または不承認を決定し、これをクラブ幹事を通じて、推薦者に通知しなければならない。

第 4 節

理事会の決定が肯定的であった場合は、被推薦者に対し、幹事はロータリーの目的および会員の特典と義務について説明しなければならない。この説明の後、被推薦者に対し、会長は会員申込用紙に署名を求め、また、本人の氏名および本人に予定されている職業分類をクラブに発表することについて承諾を求めなければならない。

第 5 節

被推薦者についての発表後 7 日以内に、理事会がクラブ会員（名誉会員を除く）の誰からも、推薦に対し、理由を付記した書面による異議の申し立てを受理しなかった場合は、被推薦者は当クラブ会員に選ばれたものとみなされる。

理事会に対し異議の申し立てがあった場合は、会長は 7 日以内に理事会を招集し、その理事会会合において、この件について審議を行うものとする。異議の申し立てがあったにもかかわらず、入会が承認された場合は、被推薦者は当クラブ会員に選ばれたものとみなされる。

第 6 節

以上の手続きを経た後に、会長は当該会員の入会式を行い、幹事は当該会員に対して会員証を発行し、新会員を R I に報告しなければならない。ロータリー情報委員会は入会式で新会員に贈呈する適切な資料を提供し、会長は当該会員がクラブに溶け込めるよう援助することを担当する会員を 1 名指名するものとする。

第 13 条 名誉会員推薦手続き方法

第 1 節

推薦基準は、次の通りとし、被推薦者はその基準をすべて満たした人とする。

- (a) ロータリー奉仕活動に多大なる貢献をした人で、パスト会長またはそれに準ずる人
- (b) ロータリー歴 20 年以上
- (c) 推薦者 7 名以上

第2節

本クラブの会員によって推薦された名誉会員候補者の氏名は、書面をもって、本クラブ幹事を通じ、理事会に提出されるものとする。

第3節

理事会は、その被推薦者が名誉会員の資格の条件をすべて満たしていることを確認するものとする。

第4節

理事会の被推薦者についての発表後7日以内に、理事会がクラブ会員の誰からも、推薦に対し、理由を付記した書面による異議の申し立てを受理しなかった場合は、被推薦者は名誉会員に選ばれたものとみなされる。

理事会に対し異議の申し立てがあった場合は、会長は7日以内に理事会を招集し、その理事会会合において、この件について審議を行い、承認または不承認を決定する。異議の申し立てがあったにもかかわらず、承認された場合は、被推薦者は当クラブ会員に選ばれたものとみなされる。

第5節

例会の食事代とクラブ催事に参加する場合の費用は、自己負担とする。

第14条 決議および審議

本クラブに関する決議または提案等は、理事会によって審議された後でなければ本クラブによって審議されてはならない。もし、かかる決議または提案等がクラブの会合でなされたらば、その場で審議することなく理事会に委ねなければならない。

第15条 議事の順序

開会宣言

来訪ロータリアンの紹介

来信および告示事項

委員会報告

審議未終了議事

新規議事

スピーチその他のプログラム

閉会宣言

第16条 改定

本細則は、定足数を満たす例会において、出席会員の3分の2の賛成投票によって改定することができる。但し、かかる改定案の予定は、当該例会の少なくとも10日前に各会員に通知されていなければならない。クラブ定款およびR Iの定款、細則に抵触するような改定または条項追加を本細則に対して行うことはできない。

付則

改定履歴

- ・ 2007(平成19)年 6月 6日 改定
- ・ 2008(平成20)年 4月 23日 改定

横浜緑ロータリークラブ・クラブ細則内規

第1条 役員の指名基準

第1節 会長ノミネー

会長ノミネーの指名基準は、原則として、幹事経験者とする。但し、指名委員会の全員の推薦があれば、この限りではない。

第2節 幹事

幹事の指名基準は、次の役職のうち、3つ以上の役職を経験した者とする。

常任委員会委員長

親睦活動委員会委員長

S. A. A.

会計

但し、会長エレクトが理事会に上申を行い、承認を得た場合はこの限りではない。

付則

改定履歴

- ・ 2007(平成19)年 6月 6日 改定
- ・ 2008(平成20)年 4月 23日 改定

横浜緑ロータリークラブ・慶弔規程

（ 目的 ）

第1条 この規程は本クラブが会員に対する慶事、弔事傷病又は、被災に付いて慶弔見舞を行う際に適用する。

（ 慶事 ）

第2条 1. 会員が結婚する場合は祝電及び3万円の祝金を贈呈する。
2. 会員の子供が結婚する場合1万円の祝金を贈呈する。
3. 会員が公に表彰を受け又は特別の榮譽を浴し理事会が相当と認めた時は2万円程度の記念品を贈って慶祝する。会員の子供が結婚する場合1万円の祝金を贈呈する。

（ 弔事 ）

第3条 会員及び家族が死亡したとき。
1. 会員が死亡した時は花輪、弔辞と共に5万円の弔慰金を献上する。
2. 会員の配偶者が死亡した時は花輪と2万円の弔慰金を献上する。
3. 会員の家族（一親等の尊属又は生計を共にする一親等の卑属）が死亡した時は1万円の弔慰金を献上する。
4. 当クラブに対し特別の功労があったと認められる人については理事会の議を経て、花輪と弔慰金を献上する。

（ 傷病 ）

第4条 会員が傷病により30日以上入院、加療した場合はクラブより2万円の見舞金を贈呈する。

（ 被災 ）

第5条 会員の事業所又は住居等が火災、水害又は不慮の災害等により損害を受けた場合、3万円の見舞金を贈呈する。但し、天災地変の場合は除く。

（ 通知義務 ）

第6条 会員は本規程の適用を必要とする事態が発生した場合、速やかにクラブに通知する。

（ その他 ）

第7条 1. 本規程適用範囲の認定其の他、この規程に定めない事項は理事会の議を経て決定する。

但し緊急を要する場合、会長、幹事の専決により執行し理事会に報告承認を求める。

2. 本規程により祝金、祝品及び弔慰金、見舞金を受けた会員は其の返礼はしない事にする。

付則

改定履歴

- ・ 1994(平成 6)年 7月 1日 改定
- ・

the 1990s, the number of people in the UK who are aged 65 and over has increased by 1.5 million (19.5%) and the number of people aged 75 and over has increased by 1.1 million (22.5%) (Office for National Statistics 1999). The number of people aged 85 and over has increased by 0.5 million (30.5%) and the number of people aged 95 and over has increased by 0.1 million (20.5%) (Office for National Statistics 1999). The number of people aged 65 and over is projected to increase to 5.5 million by 2011 (Office for National Statistics 1999).

There is a growing awareness of the need to develop strategies to meet the needs of the ageing population. The Department of Health (1999) has identified the need to develop a 'new paradigm' for the care of the elderly. This paradigm is based on the principle of 'ageing in place', which means that people should be able to live in their own homes for as long as possible. This requires a range of services to be available to support people in their homes, including home care, day care, and residential care. The Department of Health (1999) has also identified the need to develop a 'new paradigm' for the care of the elderly. This paradigm is based on the principle of 'ageing in place', which means that people should be able to live in their own homes for as long as possible.

The Department of Health (1999) has also identified the need to develop a 'new paradigm' for the care of the elderly. This paradigm is based on the principle of 'ageing in place', which means that people should be able to live in their own homes for as long as possible. This requires a range of services to be available to support people in their homes, including home care, day care, and residential care. The Department of Health (1999) has also identified the need to develop a 'new paradigm' for the care of the elderly. This paradigm is based on the principle of 'ageing in place', which means that people should be able to live in their own homes for as long as possible.

The Department of Health (1999) has also identified the need to develop a 'new paradigm' for the care of the elderly. This paradigm is based on the principle of 'ageing in place', which means that people should be able to live in their own homes for as long as possible. This requires a range of services to be available to support people in their homes, including home care, day care, and residential care. The Department of Health (1999) has also identified the need to develop a 'new paradigm' for the care of the elderly. This paradigm is based on the principle of 'ageing in place', which means that people should be able to live in their own homes for as long as possible.

The Department of Health (1999) has also identified the need to develop a 'new paradigm' for the care of the elderly. This paradigm is based on the principle of 'ageing in place', which means that people should be able to live in their own homes for as long as possible. This requires a range of services to be available to support people in their homes, including home care, day care, and residential care. The Department of Health (1999) has also identified the need to develop a 'new paradigm' for the care of the elderly. This paradigm is based on the principle of 'ageing in place', which means that people should be able to live in their own homes for as long as possible.

The Department of Health (1999) has also identified the need to develop a 'new paradigm' for the care of the elderly. This paradigm is based on the principle of 'ageing in place', which means that people should be able to live in their own homes for as long as possible. This requires a range of services to be available to support people in their homes, including home care, day care, and residential care. The Department of Health (1999) has also identified the need to develop a 'new paradigm' for the care of the elderly. This paradigm is based on the principle of 'ageing in place', which means that people should be able to live in their own homes for as long as possible.

The Department of Health (1999) has also identified the need to develop a 'new paradigm' for the care of the elderly. This paradigm is based on the principle of 'ageing in place', which means that people should be able to live in their own homes for as long as possible. This requires a range of services to be available to support people in their homes, including home care, day care, and residential care.

